

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（11名）

1 番	江 上 聖 司 君	2 番	中 村 ひとみ 君
3 番	安 田 功 君	4 番	角 田 寛 君
5 番	藤 埴 理 君	6 番	富 田 栄 次 君
7 番	吉 野 誠 君	8 番	木 村 千 秋 君
9 番	栗 田 利 朗 君	11 番	丹 羽 豊 次 君
12 番	小 林 敏 美 君	13 番	_____

欠席議員（1名）

10 番	広 瀬 文 典 君
------	-----------

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	中 川 満 也 君	副 町 長	永 澤 幸 男 君
総 務 課 長	早 野 博 文 君	企画調整課長	栗 本 純 治 君
税 務 課 長	中 村 桂 君	健康福祉課長	片 岡 兼 男 君
住 民 課 長	竹 中 敏 明 君	建 設 課 長	澤 島 精 次 君
産 業 課 長	高 橋 伸 行 君	上下水道課長	高 木 一 幸 君
会計管理者兼 会 計 課 長	橋 本 芳 朗 君	消 防 主 任	高 木 誠 君
教 育 長	渡 辺 眞 悟 君	教育次長兼 生涯学習課長	中 島 健 司 君
学校教育課長	桐 山 浩 治 君		

3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	藤 塚 康 孝	書 記	青 木 隆 一
書 記	喜 多 村 裕 子		

4 議事日程

日程第1 一般質問

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（栗田利朗君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、12番 小林敏美君、1番 江上聖司君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（栗田利朗君） 日程第1、一般質問を行います。

通告に基づき、順次発言を許可いたします。

6番 富田栄次君。

〔6番 富田栄次君登壇〕

○6番（富田栄次君） 通告に従いまして、大きく2点お尋ねをいたします。

第1点目は、教育へのタブレット端末、例えば i P a d の利用について、第2点目は町の活性化と雇用対策についてであります。

それでは第1点目、教育へのタブレット端末、例えば i P a d の利用について。

最初に、例えばとお断りしたのは、タブレット端末は御存じのとおり、搭載している基本ソフト、それによって分けられています。文書作成ソフトの W o r d とか表計算の E x c e l といったビジネス文書や、本格的なりポートを行おうとするならば、マイクロソフトのウィンドウズ搭載のタブレット。それと、手持ちのスマートフォンといったものに操作性を合わせようとするならば、スマホとタブレット、両アプリを共有できることが多いアップルの i P h o n e、これに入っております i P a d というようなことで挙げております。あるいは、画面の設定を自分好みにできるなら、カスタマイズ性が高く、ネットやメールが簡単にできるグーグルの A n d r o i d、すなわちタブレット端末には選択肢が幾つかあります。ここでは初心者にとりつきやすい I O S、そのところを例えばと申し上げたところであります。例えば、i P a d とさせていただきます。別に、i P a d に固執しているわけではございません。

それでは、本題に入ります。

実は12月5日、岐阜新聞の朝刊に次のような記事が掲載されておりました。12月5日は私どもの一般質問の事前通告の締め切り日でもあり、通告書の作成が終わった後、新聞の掲載に気づいたわけであります。その内容は「アプリ活用を楽しく食育」と題して、大垣市はアプリ開発企業と共同で子供向け食育指導用アプリを開発した。3日から大垣市中川町の中川幼稚園の5歳児を対象に、同アプリをインストールしたアメリカアップル社製タブレット端末 i P a d を使って食育指導を始めたとありました。

その内容につきましては、中川幼稚園では16人の園児が食育指導に参加、教諭が操作する i

i P a dの画面を大型モニターに映し、クイズを出題。園児がモニターに見入り、一生懸命見て、愛くるしいキャラクターに歓声を上げながら元気よく回答していたとありました。そして、大垣市立の幼稚園、保育園、幼保園で、既に13園に i P a dを導入しているということです。大垣市は、来年度には全27園に i P a dを導入する考えで、順次アプリを使った食育指導を拡大するとありました。

今回の一般質問をするに当たり、別に大垣市を意識したわけでも、何もそれにこだわっているわけでもございませんが、偶然にも同じ日にこの記事が掲載されました。近年、情報化社会となり、パソコン、インターネット、携帯電話、スマートフォン、例えば i P a d等、著しく普及してまいりました。それらの利用状況のある小学校のあるクラスで先生が尋ねたところ、ある学校のあるクラスです。メールをやったことのある子供、インターネットをやったことのある子と尋ねましたところ、大半が手を挙げました。やっているということでありました。それでは、チャット、ブログをやったことはと尋ねましたところ、一部、少数であります、あったということです。そういった結果がありました。

そこで、まずお尋ねをいたします。

1つ目、ICT教育についてお尋ねをいたします。

ICTとは、インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジーの略であり、日本語では一般に情報通信技術と訳されています。ICT教育とは、学校教育の場に、情報通信技術、ICTを活用すること。

具体的には、電子黒板やノートパソコン、タブレット型端末などを用いた教育を指すことが多い。広い意味のICT教育には、デジタルカメラやプロジェクターなどを用いた教育を含めたこともあると言われております。

そこで、お尋ねいたします。

1つ目として、ICT教育とは、尋ねます。

2つ目として、ICTを活用する教育の効果について、お尋ねをいたします。

ICT教育の導入により、教師と生徒の間でのコミュニケーションや生徒同士での学習内容の共有などがより容易に行われるようになり、手段の幅も広がると言われています。ICT教育が生徒の主体的な学習活動への参加や学習意欲、思考力、判断力などの向上につながることを期待されていますと言われておりますが、2つ目として、ICTを活用する教育の効果について、お尋ねをいたします。

次に3つ目として、我が町のICT教育の現況についてお尋ねをいたします。

4つ目といたしましては、我が町の現在ICT活用における課題と改善策は何かをお尋ねいたします。

例えば、どこの学校においても、パソコン教室とか情報教室とかコンピューター室とかいうような名称で、そういった機器を集められた部屋を持たれております。

しかし、そういった限られた場所にしかそういった機器がないというようなこと、また2つ

目としては、ICT活用として挙げられている具体例を実施し切れていないとか言われております。それは、やはりマウスとかキーボードとか、そういった操作を全部の子に教えるといえますか、そういったことの大変さ、またソフトウェアの利用といったことについて、細かく言えば幾つかあると思うんですけど、そういった問題点がいろいろあってのことだと思うんですが、なかなかそういったところで活用が十分されていないようなことも聞くわけでありまして。

4つ目に、我が町の現在のICT活用における課題と改善策は何かをお尋ねいたします。

5つ目としましては、教育へのタブレット端末、例えばiPadの利用についてお尋ねをいたします。

iPadは、携帯性が高いので、どこでも使用できるために、特定の教室において、そしてその場所でなければ使用できないという制限もありません。価格もパソコンよりも安いので、児童数の端末をそろえやすいということ。機能面を見ても、パソコンでよく利用されるインターネットはもちろん、さまざまなアプリやカメラがあるため、パソコンでやりたいことをそのままタブレットで利用できる。また、実態調査でも、ICTを活用した授業を推進するために望ましいものとして普通の教室への配備、また容易に持ち運べる、教員の側で授業に合わせて簡単にそれを加工できるなどいろいろ上げられております。パソコンに比べ起動性や、もう一つの機動性、ムーブメントが圧倒的にタブレット端末のほうがよいので、今までよりも授業時間内でできることが多くなる。

また、課題の部分で、タブレット端末は基本的にタッチ操作のため、マウスが不要なく、直感的に操作することができる。文字入力に関しても、画面上にキーボードが表示されるので、それをタッチして入力することができる上、キーボードは数種類あり、五十音別に並んでいるものがあるので、キーボード操作が難しい学年や児童・生徒に合わせた使い方ができる。ソフトウェアについては、タブレット用に開発されたものであるために、タッチ操作の特徴である直感的な操作に合わせた利用ができる。

以上により、パソコンと比較すると操作性や軽快性が高く、ソフトウェアにもわかりやすい操作が可能なので、授業で利用しやすい可能性があると言われております。

2013年12月現在、総務省及び文部科学省は、フューチャースクール推進事業や学びのイノベーション事業などICT教育推進事業を行っており、その結果に基づき、教育分野におけるICT活用推進のための情報通信技術面に関するガイドラインの策定を行っております。政府は、年度は控えますが、情報端末を整備する予定だと聞いております。

電子黒板とタブレットの端末のリアルタイムの連携、先生は電子黒板で授業を行い、生徒はタブレット端末で電子黒板の画面を共有する。生徒は見るだけでなく、自分の端末に書き込んだり、写真を撮影して電子黒板に送信し、全ての生徒がそれを共有できるということ。また、クイズ、アンケート機能、スタンプ機能などを使った多彩な授業を行うことが可能と言われております。

私も一度そういった現場に行きました。先生が行われておりまして、例えばですが、先生が

「これを見てどう思いますか」と言われて、一斉に皆生徒がタブレットに書き込むわけです。美しいとかきれいだとかふざけたことを書いている子もいましたけれども、それが一斉に同時に電子黒板に表示されます。20人の子であっても、20人の子が。従来であると、ノートに書きなさい、読み書きそろばんと言いますが、書いたりすることは大事なことだと思います。鉛筆とか筆でやることは大事だと思うんですけども、授業内容として、そういった一つのタブレットを使って、同時に全ての子の思い、意見等が電子黒板に表示されて、非常に早く、そして1人ずつ当てて、君はどうですかと言っていることもないわけで、非常に共用性が高いといったものも私は痛感いたしました。この点についてはいろいろとあると思いますので、これ以上は、教育の専門家にいろいろと申し上げるのは失礼かと思imasuのでこのあたりにいたしておきますが、iPad、そういったものを導入されてはいかがかということもお尋ねするわけがあります。

続きまして、第2点目、町の活性化と雇用対策について。

内閣府11月月例報告によりますと、景気は個人消費などに弱さが見られるが、緩やかな回復基調が続いていると。個人消費は持ち直しの動きが続いているものの、このところ足踏みが見られる。設備投資は増加傾向にあるものの、このところ弱い動きも見られる。輸出は横ばいとなっている。生産は、このところ減少している。企業収益は全体としては改善に足踏みが見られるが、大企業ではこのところ改善の動きも見られる。企業の業況判断は大企業製造業ではやや改善しているが、全体としては慎重さが見られる。雇用情勢は、有効求人倍率の上昇には一服感が見られるものの、改善傾向にある。先行きについては、当面弱さが残るものの、雇用、所得環境の改善傾向が続く中で、各種政策の効果もあって緩やかに回復していくことが期待される。

ただし、消費者マインドの低下や海外景気の下ぶれなど、我が国の景気を下押しするリスクに留意する必要があるとありました。すなわち、国は一貫して、景気は緩やかな回復基調が続いていると、持ち直しの動きが続いている、改善傾向にあるといった言い回しで終始いたしております。それは、都会、大企業に当てはまるかもしれませんが、我が町垂井町のような地方においては、また小企業、零細企業においては、そんな実感は感じられないのではないかとと思われるわけであります。

ある新聞記事に、アベノミクスの効果で忙しくなったけれども、仕事はあっても利益は出ないと、安倍政権が推し進めた円安で原材料の上昇、高どまりが続く、光熱費も輸送費も上がったと。仕事がふえて売上高は2年で3割ほどふえたが、利益率は下がったということが載っております。景気回復の実感は薄く、2年間で都市と地方、また富裕な方と庶民との格差も拡大したとあります。雇用や老後の不安も解消されていないといった新聞掲載が並んでおります。

そこで、お尋ねいたします。

1つ目として、垂井町民の現在の経済状態、暮らし向きをどのように認識しておられるのかをお尋ねするのであります。

平成26年度、今年度の施政方針及び提案説明によると、商業につきましては、活性化してにぎわいがある商業展開が形成されるよう商工会と連携し、魅力と活力のある展望づくり対策に努めてまいります。このため、今年度においてもプレミアム商品券の発行補助事業を継続し、住宅リフォーム促進事業の支援を行ってまいりますとありますが、これだけで活性化してにぎわいのある商業展開が形成されると思われぬのであります。念のために、さかのぼって23年度、24年度の所信表明を改めて見直しましたが、もちろん毎年変わっておりますけれども、ほぼ同じような内容ではなかったかと思うわけであります。

アベノミクスの仕上げは地方創生にかかっていると、まち・ひと・しごと創生法というのが成立しました。この法は、都道府県と市町村に国の戦略に沿った地方版総合戦略をつくる努力義務を課したと言われております。政府は、戦略をつくった自治体に自由度が高い交付金を支給する仕組みを検討しているとあります。

いや、この法律自体、またこの制度自体にはかなりいろんな批判とか評価もあります。また、これからのことだと思っわけですが、ただ、政府としてはこういう方向に進むということですので、そこでお尋ねいたします。

2つ目として、町民の目に見える形で町を活性化させることが求められていますが、その方策についてお尋ねするものであります。

次に、長く続いた就職難の時代はこの2年で一気に変わった、全てアベノミクスによる円安誘導で輸出型の大手を中心に企業業績が回復とあり、厚生労働省が発表した10月の有効求人倍率は前月比0.01ポイント上昇の1.1倍、新規求人倍率は1.69倍で、22年6カ月ぶりの高水準になったとはあります。非正規社員、パートタイマーは仕事がふえたかもしれません。しかし、正社員の有効求人倍率は0.68にとどまっていると。この数字を私は見まして、正社員を望む求職者との間に大きなミスマッチがあるのではないかと思われぬ。昔は「働けど働けど、なお我が暮らし楽にならざり、じっと手を見る」というのがありましたが、「今は働きたくとも働きたくとも、働く場所あらざり」と、そんな感がするわけであります。雇用問題につきましては、ハローワークと言われますが、ハローワークではなく政治の責任だと思っております。

そこで、お尋ねいたします。

3つ目の雇用対策、拡大策として、この4年間、具体的にどのような対策をとってこられたのか、また、今度どのような対策をとっていかれるつもりなのかをお尋ねするわけであります。大きく2点についてお尋ねをいたします。

○議長（栗田利朗君） 学校教育課長 桐山浩治君。

〔学校教育課長 桐山浩治君登壇〕

○学校教育課長（桐山浩治君） 富田議員の第1点目の教育へのタブレット端末、例えばiPadの利用についてお答えをさせていただきます。

最初に、ICT教育といいますのは、議員からもお話がありましたように、コンピューターやインターネットに関連する情報通信技術の利用、活用方法を教育の一環として取り入れたり、

I C Tを駆使した教育のことを言います。その推進施策としましては、平成21年度の学校 I C T環境整備事業において、全国の小・中学校にデジタルテレビ、パソコン、校内L A Nなどの整備、機器が導入されたところでございます。

この I C Tを活用する教育の効果につきましても、議員が申されておりますとおり、教師と児童・生徒間でのコミュニケーションを図ったり、児童・生徒同士の学習内容の共有などが容易に行われるようになり、手段の幅も広がると言われております。

また、I C T教育が児童・生徒の主体的な学習活動への参加や学習意欲、思考力、判断力の向上につながることを期待されております。

例えば、児童・生徒が各自で教科書にある挿絵等を見るのではなく、大きく映してクラス全員で共有することで、これから読む物語のイメージをより膨らませることができることとか、火山の噴火等、映像を大きく映し出して見せることにより、よりリアリティーを持たせることとなり、児童・生徒に驚きや感動を与えるといったように、学習内容や学習対象に対して関心を持ち、進んでそれらを調べようという興味や関心を高めるための活用方法もございます。

当町の I C T教育の現況といたしましては、各小・中学校のコンピューター教室などに整備されましたコンピューター機器や電子黒板等を用いた学習を通じて、児童・生徒の情報活用能力の育成を図っているところでございますが、I C T活用における課題といたしましては、教職員の機器操作に係る技術的な問題、あるいは I C T機器を利用した授業での活用方法、ハード面だけでなくソフト面もあわせて整備することの必要性など、実際に授業を行う教育現場からさまざまな意見とか要望が寄せられております。

こうした中で、教育へのタブレット端末の利用につきましては、その機能性、操作性などにつきましては詳細に御説明がございましたが、現在、タブレット型コンピューターを活用したデジタル教科書の導入などが試行的に行われるなど、全国的に環境整備が進みつつあることから、全国の小・中学校で取り組まれております I C T教育の事例を参考にし、また県内市町村の動向も踏まえ、国の財政的な支援を確保しながら計画的なタブレット型コンピューターの導入について検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（栗田利朗君） 産業課長 高橋伸行君。

〔産業課長 高橋伸行君登壇〕

○産業課長（高橋伸行君） 富田議員のお尋ねのうち、2番目の町の活性化と雇用対策について私のほうから答弁をさせていただきます。

お尋ねの中には、3つの質問がございました。

1つ目といたしましては、垂井町民の現在の経済状況、暮らし向きをどのように認識しているのかということでございます。

2つ目といたしましては、町民の目に見える形で町を活性化させることが求められているが、その方策はというところでございます。

3つ目につきましては、雇用対策拡大策として、この4年間、具体的にどのような対策をとってきたのか、また今後どのような対策をとっていくのかというようなことをございます。

まず最初に、1つ目の垂井町民の現在の経済状況、暮らし向きをどのように認識しているかというお尋ねについて答弁をさせていただきます。

議員のお話の中にもありましたように、大垣地域の有効求人倍率は、リーマンショック後0.5を下回るということもありましたが、現在では1を超え、したがって、本町が運用しております勤労者離職支援金制度の活用も随分減少してきております。

また、垂井町商工会が発行するプレミアム商品券の売れ行きも、発売後間もなく完売という好調ぶりでございます。このようなことから、目に見えて垂井町民の経済状況や暮らし向きが悪いということは感じ受けておりません。

しかし、大型店舗の進出により便利さが増し、活力が生まれた一方で、従来からの特色ある店舗が減少する傾向にあることや、消費税増税が個人消費を冷え込ませていることなど、課題は多く残されているというふうに思っております。

続きまして、2番目にお尋ねの町民の目に見える形で町を活性化させることが求められているが、その方策はというところでございます。

本町の第5次総合計画においては、「やさしさあふれるまち」と「活力あふれるまち」「快適なまち」の3つを重点プロジェクトに掲げ、この中の「活力あふれるまち」の中では、地域活動の活性化と企業が進出しやすくなるような環境整備を取り上げております。

企業が進出しやすくなるような環境整備につきましては、現在、府中地内の離山周辺で企業誘致を推進しており、早期実現を目指しているというところでございます。このほか、交流人口の拡大は、地域経済の活性化だけでなく、地域への愛着や誇りの醸成などが期待されるため、2020年の東京オリンピック、パラリンピックの開催も視野に入れながら、観光協会などと連携を図りながら、観光振興を推進していきたいというふうに考えております。

続きまして3つ目の、雇用対策拡大策として、この4年間、具体的にどのような対策をとってきたのか、また今後どのような対策をとっていくのかというところでございますが、雇用対策としましては、乳幼児などを扶養する失業した者に対して支援金を交付して、生活困窮の扶助を行ってきました。

また、離職した者に対し、教育訓練を行った費用に関しまして費用の一部を給付して、雇用の安定と再就職の促進を図るなどの対策をとってきたところでございます。

また、雇用拡大策としては、平成22年度から国のトライアル雇用に基づき、町内の住民を雇用した方を引き続き常時雇用とすることを奨励するという意味で、この奨励金を交付しているところでございます。このほか、先ほども申し上げましたが、新たな企業誘致のため離山周辺の開発などの推進を行ってきました。

今後とも、企業誘致に向け、離山周辺開発や栗原地区での土地改良事業に合わせた工業導入の早期実現を目指すとともに、その時々々の経済状況や雇用状況を注意深く見守りながら、働く

者に対し必要な方策をとっていきたいと考えております。御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（栗田利朗君） 6番 富田栄次君。

〔6番 富田栄次君登壇〕

○6番（富田栄次君） 甚だ僭越ではございますが、この事前通告制というのがあるわけです。質問は2回までということになっているわけですが、私は事前通告のときに、町長さんと教育長さんのお名前を出しているわけで、当然詳細については課長さんが御説明はいいと思うんですけども、これは何のための事前通告制なのかわからないんですが、それと、町の根幹にかかわることですので、今の課長さんの御説明では、まことに前の所信表明に書いてあったことをそのまま言われているような感じもいたしまして、私としては不十分だと思っております。

それで、再度お尋ねいたします。

学教教育課長さんには、大変いろいろと御理解いただける御答弁をいただきました。そのようで、いろいろ御理解いただいておりますということでもあります。

それで、1つお尋ねしたいのは、国の導入にということ、国の補助、これは当然大変な費用もかかることだと。

ただ、全生徒にiPadを持たせるということじゃなくて、1クラス単位の入れかわり立ちかわりで使えばいいわけですから、そういった形での利用であれば、そんなに費用はかからないんじゃないかと思えます。iPadと電子黒板、大型スクリーン、テレビ等々組み合わせてやれば、非常に子供たちも先進的ないろんなものを取り入れることができると思えますので、国と言っていますと、国はこのような状態でもありますし、国は2019年ごろと言っていたんじゃないかと思うんですけども、大垣市を上げるわけじゃありませんが、どんどん進んでいるところは進んでいるわけです。その間に、メールにおきましていろんなルールづくりがあるわけですが、ルールに立ちおくれていじめが起きたりとか、こういったiPad端末を利用してでの一つの子供たちにルールづくり。言っていけないこと、チャットではやっていけないこととか、そういうことをどんどん教え込んでいくということで、知っている子はどんどん知っている、知らない子はどんどん知らないという状況になっていくわけですので、またいろいろと御理解いただけたらと思えます。

先ほどの中で、いろんな課題の中に一つ、先生方のというのがありました。学習指導要領の総則において、教師がコンピューターや情報通信ネットワークなどの情報手段に加え、視聴覚教材や教育機器などの教材教具の適切な活用を図ることと記述されております。学習指導要領解説総則編では、これらの教材教具を有効適切に活用するためには、教師はそれぞれの情報手段の操作に習熟するだけでなく、それぞれの情報手段の特性を理解し、指導の効果を高める方法について絶えず研究することが求められるとあります。先ほど、先生方の御苦勞、今、現

場での大変な御苦勞をわかった上での、またこういったことが出てまいりますので十分承知しておりますが、今こういったICTにおきましては、子供側と先生側ということに大きく分けられてくるわけですが、教育長さんにお尋ねするのは、また先生方のこういったこれからのいろんな大変なことがあります、いろいろ求められていると書いてありますので国はそのうち急に求めてくると思いますので、どのような対策というか、どのようなことをお持ちであるかということをお尋ねいたします。

それともう1つ、先ほどいろんな活性化にはあると思うんです。この3年間、4年間の所信表明を見ていますと、やはり工業団地ということは出ておるわけですが、離山周辺事業につきましては現在進んではきているとは言いますが、この4年間では実現しておらないわけです。それと、圃場整備から偶然ということではありませんが、努力された結果だろうと思うんですけれども、ある企業が誘致されるということが決定いたしました。これは明るいニュースではあると思うんですが、1つお尋ねするのは、要するに圃場整備のほうでの企業誘致は早く進みました。それほど町としての投資はなかったと思うわけです。これは圃場整備という関係から当然のことだと思うんですが、離山については大きな投資をするわけです。これについても、先のことを考えてやっておられる、これはもうそれはそれだと思うんですが、これをさかのぼると、従来、垂井町の工場誘致条例じゃありませんが、工場設置奨励条例というのを昭和63年に設けて、多くの企業がやってまいりました。そのころの企業というのは、やはりこの安い、国道ができるなり、この土地が非常に安かったという、そういった土地の安価さを求めてきたのと、もう1つは垂井町に工場という工場、会社が余りなかったということもあり、安い労働力を求めてきたと思うわけですが、最近は大きな会社は安価な土地を求めて、便利のいいところ、非常に難しいことなんです、確かに栗原というところは非常に便利なところにもなってきたわけです。スマートインターとか各地につながりますので、そういったときは求めてきておりますが、果たして昔のように労働力を求めてきているのかということをお尋ねします。労働力は、さほどどんどん要らなくなってきましたし、またそれは開発事業としては圃場整備はいいんですが、離山のほうにつきましては10億円ほどかけます。やはり投資効果というものもあると思うわけですが、どれほどの雇用を見込んでおられるのかを町長さんにお尋ねします。雇用がどのくらい見込んでということも、やはり企業事業化においてはそういうことは非常に大きな問題になるわけですが、それについて1点に絞ってお尋ねいたします。

それと、観光事業におきましても、やはり官兵衛、半兵衛、こういった大河ドラマがあるうちは当町に来訪者が多くありましたが、大河ドラマが終わりましたら、やはり本当にもとに戻りました。やはりもっと根源的に考えていかなきゃいけないんじゃないかと思うわけですが、駅前には半兵衛さんの銅像が建ちましたし、どんどん力を入れていって、やはり垂井町の竹中半兵衛さんというもので売り込んでいって、活性化を図っていかないかんと思うわけですが、年間を通じて見ておきますと、大河ドラマをやっていたときもそうなんです、大型バスが列をつくってくるのは南宮大社だけなんです。半兵衛さんの資料館にも行きまして、い

つも名簿を見てきましたが、大型バスというのは余り来ておりません。4人、5人の歴史愛好家が多いわけで、今度はハイキングコースもつくりますので、ただ大型バス……。

[発言する者あり]

要するに、私は観光事業についての活性化をどのように考えておられるのか。やはりいろいろと説明しなければ、やじが出ましたが、その辺は私は自分で心得てやっているつもりでありますから、やじには気をつけていただきたいと思います。

○議長（栗田利朗君） 教育長 渡辺眞悟君。

[教育長 渡辺眞悟君登壇]

○教育長（渡辺眞悟君） おはようございます。

6番 富田栄次議員の再質問にお答えいたします。

質問の概要は、教職員のICT等の教育機器操作にかかわる研修のことと捉えましたので、そのことについて答えさせていただきます。

今現在も行っておりますが、町内とか郡内で、このICTの機器を利用した研修は積んでいくところがございますが、今後さらに議員御指摘のように研修を進めていかなければならないと思いますので、進めていきたいと思っております。

なお、この件につきましては、これはあくまでも道具でございますので、これに全てを託してしまうというのではなくて、バランスよくそれぞれを取り入れながら、一人一人に確かな学力が定着するよう取り組んでいきたいと思っております。また御協力等いただければありがたいと思っております。以上です。

○議長（栗田利朗君） 町長 中川満也君。

[町長 中川満也君登壇]

○町長（中川満也君） 富田議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、当初、私が出ないことによって、答弁が不十分であるというような御発言がございましたけれども、御質問をいただいております趣旨については、全て答えておるつもりでございます。そのことについて、もし不足分があれば、またこうして質問いただくという形で答えるわけでございますので、1点目の最初の質問について、こちらとしては誠意を持って答弁したつもりでございますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

さて、今の雇用の企業誘致の関係で、見込みということだけをお尋ねになりましたけれども、面積案分、企業はまだ決まっておられませんので、あくまで想定の域になってしまいます、離山に関しましては。大体5ヘクタール前後、4ヘクから5ヘクの面積を考えておりますので、平成24年度の工業統計調査に基づきます従業員30人以上の事業所に対して、面積でどれぐらい要るかというようなことを掛け合わせていきますと、面積から考えますと大体200人前後の雇用が生まれるのではないかとというような想定をしておるところでございます。

また、栗原地内の工業進出につきましては、基本的には工場の移転で来ますので、養老と大垣の工場の統合で入ってきますので、新規の雇用が多少生まれるというふうには聞いておりま

すけれども、その数についてはやはり事業所の思いの中でありますので、基本的には移ってくる。

ただ、将来的に考えたときに、先ほどお話がありました、昭和30年から40年にかけて大手企業が移ってきたときも、現地から人がたくさんおいでになりましたけれども、その人たちが垂井町に定住していく、またその2世や3世が垂井町から育っていくというような状況を考えますときに、長い目で見たときには、当初の雇用が見込めなくても、これは垂井町にとって非常なプラスになるという思いでございますので、この企業誘致の効用というのは非常に大きいものがあるというふうに認識をしておるところでございます。

また、観光につきましても、テレビが終わったらもとに戻ってしまうということでございます。それは今までもよく言ってきたところでございますけれども、今回の竹中半兵衛公の観光とタイアップする啓発という部分につきましては、実はこのテレビドラマがあるからやったということではなくて、以前からずっと、もう私どもが若いころから活動してきた中にあると思います。そういった継続の中に、今回のテレビドラマがうまくはまったということでございますので、決して単発的なものではないという認識をしております。

また、大型バスが全然来ていないというお話ですが、岩手につきましても、旧岩手保育園を解体した後を駐車場にしております、バス等も何台かとまっておる現状もでございます。

また、駅前の銅像、これは町民の皆さんと町が一緒になってつくったという思いでございますけれども、垂井におりられたときに、この竹中半兵衛の銅像を見られることによって、垂井の半兵衛というものをしっかりと認識していただくいいモニュメントになっているんだと思っております。今後、こういったものを捉えて、また観光というのは町単独でなかなか力が出るものではなくて、広域的な部分があるかというふうに思っております。現在、県では関ヶ原のグランドデザインというのが知事の肝いりで事業が進められておりますけれども、これにつきましても、関ヶ原合戦そのものが単に関ヶ原だけで起こったのではなく、この西濃地域一帯が大きくかかわっておるわけでありますので、今後この関ヶ原のグランドデザインに我々垂井町もぜひ参加をしていくといいますか、一緒に力を携えて、この観光というものに取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく御理解賜りたいと思っております。

○議長（栗田利朗君） 8番 木村千秋君。

〔8番 木村千秋君登壇〕

○8番（木村千秋君） 議長のお許しを得ましたので、通告に基づき一般質問を始めたいと存じます。

9月の質問におきましても、我が町の課題についてお尋ねをしてきた経過がありますが、今回は、私が日ごろお聞かせいただくお声の中での部分を、少し掘り下げた形でお尋ねをしてみたいと存じます。

まず初めに、第5次総合計画中のまちづくりの柱3、子育て健康福祉についてであります。

現在は、新年度の予算編成を着々と進められておる時期であります。中でも、来年度の27年

度は子ども・子育て支援新制度が導入されるとあり、保育園等への入園や継続の手續等も新たなものとなったところであります。こうしたことによりまして、国・県からの関連予算も注目されるところであり、来年度は予算も含め垂井町の幼保の状況はどのような見通しであるのかをまずお尋ねしたいと思います。

また、この新制度が幼保一元化事業を進めている我が町にもたらす影響についても、どのようなものであるのか、確認の意味でお尋ねをしたいと思います。

御承知のように、垂井町の幼保一元化事業に関する現状と課題については、保育士の確保、待遇問題、休園を含めた幼稚園の問題、垂井こども園建設計画においては、用地買収のおくれが出ており、現在も3つの園舎のもとでの保育展開が日々の送迎負担や先生方の勤務状況も大変な状態と依然さまざまな課題を抱えております。大規模園化ばかりがいいとは限りませんし、建物の話ばかりに偏りがちであります。そもそもは中身の問題になりますので、これまでもお示しいただいている垂井町の幼保一元化計画について、これまでの展開の中で見えてきた課題と新制度導入に伴い、関連計画、スマイルプランでありますとか、さまざまな福祉計画についても抱き合わせで考えていかなければならないと思いますが、新年度へ向けまして、予算対応を含めた動きなど、改めてお考えをお尋ねしたいと思います。

続きまして、子育て環境の充実に不可欠なのは、子供たちの健やかな成長を願い、見守る定期的な乳幼児健診の実施であります。

国の方針は、1歳6カ月児健診と3歳児健診と聞き及んでおります。就学前までは各自自治体がそれぞれの必要性のもとに実施をしているのが現状で、中でも先進的な自治体に関しましては、3カ月児健診、7カ月児、10カ月児、1歳6カ月、3歳児、4歳児、5歳児、そしてプラス就学時健康診断の実施をされていると聞き及んでおります。まちの財源で医療機関と連携を図り、国プラスの展開をされており、健康上に関するさまざまな発見のみならず、子育てに関するさまざまな相談や声かけについても、長期間あけることなく寄り添えるなど大変メリットのある事業だと聞き及んでおります。

そこで、垂井町が発行する母子手帳、こちらは私のものでありますが、こちらの母子手帳を確認いたしましたところ、3から4カ月児、6から7カ月児、9から10カ月児、1歳児、1歳6カ月児、2歳児、3歳児、4歳児、5歳児、6歳児と記録欄はあるものの、実際の健診状況は4カ月、10カ月、1歳6カ月、3歳児までとなっております。保育園に就園している場合でも内科健診のみで、こうした定期的な健診時にある発達に関する健診を含めたものがなく、誕生月が早いお子さんの場合、いわゆる就学前健診までかなりの期間があいてしまうというのが現状であります。こうしたことが、これまでも現場では問題視されてきた経過があるかと存じますが、定期的な見守り体制が確立されていることで、見逃し、見過ごしすることなく、声かけ体制が自然と整ってくると御提言申し上げます。子供の健やかなる成長を願う親にとっても、早期の段階で可能性をいかに引き出し、力をつけてあげられるかなど、不安になるばかりでなく、同時に見守りとつながりのある体制に安心感を覚え、大変前向きな取り組みになると考え

ます。

こうした母子手帳に従った定期的な健診の導入については、大きな予算も伴うことではありますが、ぜひ医療機関や保健師等、各専門家を交えながらの御検討をいただき、積極導入すべきと御提案申し上げ、垂井町の未来がかかった子供たちの成長に新年度からの早々の展開を望みますが、お考えはどのようであるのか。また、我が町の乳幼児健診実施状況で把握している課題と解決策をお尋ねいたします。

続きましては、第5次総合計画中のまちづくりの柱8、行財政運営についてに移ってまいりたいと存じます。

中でも、行財政改革について特にお尋ねをしていきたいなあと思います。

行革については、一時は流行語かのように叫ばれ、このごろにおいては定着の見られからか、行革の言葉を耳にする機会が少なくなったように感じる所でございます。行革の必要性とその認識度等、この課題に関して思うところはさまざまありますが、今年度は新たな行財政改革を推進するため、量、質及び協働の推進の視点による第5次行財政改革大綱及び実施計画を策定し、さらなる改革の推進に取り組みますと掲げられ、パブリックコメントも含めながらのまとめに入られるとのことでございます。

そこで、まずは現在の進捗状況をお尋ねし、第4次と第5次の違いについても確認をさせていただきたいと存じます。そして、当時大変関心の高かった項目の一つ、民間委託についてピックアップさせていただき、その後を問うてまいりたいなと思っております。

当時は、事務事業の見直しとして民間委託等の推進とありました。民間活力を活用したほうがより効果的、効率的であると判断される業務については、積極的に民間委託を行うとされ、また、公共施設において、施設管理の見直しとして、公の施設について、指定管理者制度により民間委託可能なものは委託すると掲げ、こうした改革によって福祉施策の運営委託や給食の配送業務等、民間へと委託を進めてきた経過があります。民間でできることは民間にを基本に、まちが法令等により直接実施しなければならない事務事業を除き、現在まちが行っている事務事業について、国の民間委託の推進等に関する動向も踏まえながら指針を定め、さきにも述べましたように、繰り返しになりますが、民間の知識やノウハウ等を活用したほうが行政サービスの向上や経費の削減など、効果的、効率的な業務執行が図れる場合には、民間委託を積極的かつ計画的に推進すると第4次の中でもうたわれてきたところであります。

一方では、民間委託が全てとは限りませんが、文化会館を初め町有施設の運営等も民間委託への検討がなされてきたと承知をいたしております。

そこで、検討の中で、対象や推進すべきピックアップのあった施設はどこであったのか、確認の意味でお尋ねをいたします。

また、スムーズな事業委託や透明性の確保は不可欠であると御提言させていただくとともに、民間委託に伴いまして、委託に関する指針、ガイドラインとなるべきものを定めながら取り組んでこられたことと存じますが、第4次を推進してこられた中で、垂井町にとって行革が徹底

され、意識も高まったと判断されたとあらば、今後お示しのある第5次は本当に意味のあるものとなるのか、行革の必要性と認識度がどの程度であるのか、引き続き強調していかなければならない部分はあるのか、第5次のお示しの時期もあわせてお尋ねをし、質問を終わりたいと思います。

○議長（栗田利朗君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） ただいまの木村議員の御質問のうち、第5次総合計画のまちづくりの柱3、子育て健康福祉に関連します御質問につきましては、私のほうからお答えをさせていただきます。

御質問の内容は、子育て支援に関する御質問が3件と乳幼児健診に関する御質問が2件でございますが、順次お答えをさせていただきます。

初めに、来年度の子ども・子育て支援新制度の導入に当たり、予算を含め来年度の垂井町の幼保の状況、見直しについての御質問でございますが、そもそも子ども・子育て支援新制度に必要な財源は、消費税が10%になった際の増収分から、毎年7,000億円程度が充てられることとされておりました。

しかしながら、消費税の引き上げにつきましては、御存じのとおり先般、平成29年4月まで延期する方針が表明されたところですが、子ども・子育て支援新制度の実施につきましては、内閣府から必要な財源を調製して、当初の予定どおり平成27年4月から施行する方針である旨の連絡が来ておるところでございます。

この新制度の施行に伴います新年度の予算におきましては、今のところ他市町村の認定こども園などへ垂井町のお子さんが通われたときに必要となる施設型給付についての予算化を考えておるところでございます。そのほかにつきましては、特に大きな歳入歳出予算への影響はないものと考えているところございまして、引き続き国や県の動向に注視し、対応していくつもりでございますので御理解をお願いいたします。

続きまして、2点目の新制度が幼保一元化を進めている我が町にもたらす影響についてはの御質問でございますが、新制度により改正されます認定こども園は、保育所を基本とする幼保連携型認定こども園でありますので、現在垂井町で進めております第2次垂井町幼保一元化等推進計画と大きな違いは見当たらず、特に影響はないものと考えております。逆に、垂井町の幼保一元化計画につきましては、国が考えております新制度の認定こども園の構想に対しまして先行した計画、取り組みであるものと考えているところでございます。

続きまして、幼保一元化計画について、見えてきた課題と新制度導入に伴い、新年度へ向け予算対応などを含めた動きはについての御質問でございますが、まずは見えてきた課題についてでございますが、幼保一元化計画につきましては、現在、移行期であるわけですが、保育士の配置についてとか新制度が複雑であるといった意見を保護者の方から頂戴しているところでございます。

保育士の問題につきましては、新制度において、国や県でも保育士確保の政策として、出産等により離職した保育士への研修や就職のあっせんなどを実施しておりまして、本町におきましても、保育士の確保に努めるなど、質の高いよりよい保育、教育の提供を行うことができるよう鋭意取り組んでいるところでございます。

また、制度的に複雑であるとの意見に対しましては、11月に各園におきまして、新規入園や継続時の保護者の方に個別に相談会を実施したところでありまして、今後も積極的な情報発信を行うなど、保護者の方に理解していただけるよう努めていく所存でございます。

なお、来年度の幼保一元化の見通しにつきましては、新制度が施行されますと幼保一元化施設の整備に係る要望がより大きくなるものと予想しているところでございます。現在進めております幼保一元化計画に若干のおくれが出ているわけですが、引き続き垂井地区での幼保一元化施設の整備を積極的に推進し、来年度には何らかの形が見えてくるように事業の進捗を図るため鋭意努力し、取り組んでいく所存でございますので御理解をお願いいたします。

以上がまちづくりの柱、子育て健康福祉に関連します回答でございます。

続きまして、乳幼児健診に関する御質問でございますが、母子健康手帳に従った乳幼児の定期的な健診の導入について新年度からの展開を望むと、乳幼児健診の実施状況で把握している課題と解決策についての2つの御質問でございますが、2つは関連がございますので一括して回答をさせていただきます。

まずは、乳幼児健診についてでございますが、乳幼児が受ける必須の健康診査は、母子保健法では1歳6カ月と3歳と定められ、市町村が任意で行う健康診査は同法で必要に応じて行うよう定められておりまして、厚生労働省通知によります実施要領では、1歳に達するまでに2回以上、乳児の健康診査を実施するよう定められているところでございます。これに基づきまして、当町では4カ月児健診、10カ月児健診、1歳6カ月児健診、3歳児健診につきまして、保健センターで毎月集団で実施しているのが現状でございます。

受診率は、自己都合による未受診を除けばほぼ100%でございまして、さらに就学の前の年には、各小学校で就学時健康診査が実施されているところでございます。

また、当町で現在使用しております母子健康手帳でございますが、これにつきましては、母子保健法で妊産婦と乳幼児の健康診査及び保健指導を記録することが規定されておりまして、そのほか、乳幼児様式は施行規則において定められております。この母子健康手帳の半分ほどは全国共通になっておりまして、その中で、先ほど議員がおっしゃられました保護者の記録の4歳のころから6歳のころが掲載されておるわけですが、これにつきましては省令に基づく様式ということで掲載されておるわけですが、健康診査の実施につきましては任意でございまして、議員御質問の4歳、5歳児にかかる健康診査につきましては、現在、当町では実施していないのが現状でございます。

しかし、この国の研究におきましては、集団生活を経験する幼児期以降になって顕在化してくる発達障がいにつきまして、3歳児健診を最終としている現行の乳幼児健診のシステムでは

発見が困難な場合があることから、5歳児健診と事後相談、子育て支援や心理発達相談、教育相談をパッケージとして実施することにより、幼児期に発達障がい児の多くを把握し、支援することが可能であると述べられているということです。

また、発見することも重要ですが、発見された発達障がいなどを御家族へどのように伝えるのか、また技能指導をどのように行うのか、また次の教育機関へどのようにつなげていくのかなどが鍵となり、最も重要であると考えているところでございます。

健診は、診断する場だけでなく保護者の気づきの場でもあると言えます。このような関連から、単なる健康診査の実施とか発達障がいなどを発見するだけではなく、保護者の方に寄り添い、少しでも不安を解消できるようなシステムとなるように、特に5歳児健診と事後相談、子育て支援や心理発達相談、教育相談をパッケージとして実施することについて、今後郡医師会、療育関係者、教育委員会など関係機関とも十分協議の上、他市町での取り組みも参考に研究しながら、子育て支援の一環として取り組んでいきたいと考えているところでございますので、御理解をお願いいたします。

以上が乳幼児健診に関する回答でございます。以上、木村議員からの御質問のうち、まちづくりの柱3、子育て健康福祉に関連します回答とさせていただきます。御理解賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（栗田利朗君） 企画調整課長 栗本純治君。

〔企画調整課長 栗本純治君登壇〕

○企画調整課長（栗本純治君） 私のほうからは、木村議員より、第5次総合計画に基づきまして、まちづくりの柱8の行財政運営につきまして大きく3つの御質問がございましたので、お答えをさせていただきます。

1つ目の第5次策定の進捗状況につきましてでございますが、昨年度より各課と調整をしながらまとめてまいりました素案につきまして、住民の代表から成る行政改革懇談会に意見をいただきながら、また議会へ報告をさせていただきながら策定してまいりました。実施計画の詳細部分につきましては、9月の議会で報告させていただきました。その後、10月1日よりパブリックコメントを実施いたしました。実施計画の中身の変更には至りませんでした。

また、計画の提示時期につきましては、全体計画を大綱として今議会に報告させていただき、その後、行政改革懇談会において報告し、それをもって正式に策定といたしたいと考えております。

次に、第4次と第5次の違いの部分でございますが、合理化、スリム化を図る、いわば量に関する取り組みを第4次行財政改革とし、推し進めてまいりました。第5次行財政改革は、引き続き量に関する改革に取り組む中で、組織力強化、効率的、効果的な運営、サービスの向上といった行財政運営の質を高めるもの、そして協働によるまちづくりの体制強化を図るといった協働の推進を図るものの2つを新たに加え、行財政運営の計画としてまとめたものでございます。

2つ目の、民間委託の推進の経緯を踏まえ、公共施設の運営において、民間委託をすべきとして掲げられた施設についてでございますけれども、今回、具体的な施設を取り上げ進めているものではございません。施設の計画的な改修との調整を図りながら、指定管理制度も含め適宜民間委託を進めていくところでございます。

3つ目の第4次行財政改革の取り組みにより意識が高まったとした場合、今後、第5次行財政改革は意味があるものとなるのかの点でございますけれども、最少の経費で最大の効果を上げるものとされている立場としましては、常に改善改革の意識を持って職務に専念すべきことと考えると、第4次行財政改革で意識が高まったという前提であったとしても、質と協働推進の視点を加え、行財政運営に取り組んでいく第5次行財政改革は意味があるものだと考えております。

次に、今回の行財政改革につきましては、量、質、協働の推進の視点に基づき改革が必要であると考えております。認識度という点では、量の改革に比べ質、協働の推進による改革は認識しにくいところでもありますので、進捗管理をやっていく中で、意識づけを行っていきたいと考えております。

次に、第4次行財政改革に引き続き強調すべき部分といたしまして、補助金の見直しに関する部分につきましては重要な取り組みと考えております。一律カットという単に量の視点に基づく形ではなく、個々の補助金の必要性を明確にした上で見直しを行っていきたいと考えております。

最後に、第5次の示しの時期といたしましては、先ほど御説明をさせていただいたとおり、計画全体を大綱といたしまして本議会に報告をさせていただきまして、その後、行財政改革懇談会に報告し、もって正式に策定と考えておりますので御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、私の答弁とさせていただきます。

○議長（栗田利朗君） 8番 木村千秋君。

〔8番 木村千秋君登壇〕

○8番（木村千秋君） 御答弁のほう、ありがとうございます。

再質問をさせていただきたいと思います。

ちょっと内容は前後しますけれども、初めに行革の関係、継続していく中で積極的にされていくという御答弁でありました。やはり心配されるのは、なれですとか、そういったことでの意識の低下というところがあるんですね。やはりそういったところは注意されながら、あと町民さんに行革を進めているよということがわかりやすく伝わるような取り組み姿勢というのを今後第5次の中で御期待申し上げたいなと思っておりますので、行革に関しましてはそのようなお話をさせていただきたいと思います。

次に、幼保の関係であります。

制度が新たなものになろうとも、さほど影響はないよというような御答弁であったかと思

ます。課長さんの御答弁の中にありましたように、国よりも先行した形で垂井町はやっているよと、取り組んでいるよというようなお話だったかと思えますけれども、それほど肝いり、いわゆるそういったものであれば、1年半以上が若干のおくれというにはちょっととりがたいなと思っておりますし、ただ、御答弁の中に、来年度何らかのお示しをしていきたいよというちょっと前向きなお話があったかなと思えますが、町長、いま一度取り組み姿勢についての御決意、全体の構想ですとか、そういった御自身のお考えになられている幼保の取り組みの御決意を町長より再度お聞きをしたいなあと思っております。

あと、乳幼児の健診の関係、これは本当に中を見ますと、もう本当に定期的なお示しが先ほど全国共通ということでお話があったかと思うんですけれども、全国共通であっても垂井町はその中で幾つか取り上げて、全ては実施はしていないよというお話だったんですけど、ちょっと大変残念だなと思っておりますが、よくお尋ねがあります。垂井町に初めて来られた方ですとか、垂井町はこんだけたくさん健診をやっていたらいいんですけどかなんていってお話があるんですけれども、ぜひ随分と期間の中も全てをやるということはなかなか予算の関係で難しいというお話もありましたけれども、期間のあいてしまうところに関して、まずは積極導入されていくべきじゃないかなと。確かに御答弁にありましたように、お声がけ、いわゆる発見があったりとかしましても、次にどのようにつなげていくかという課題を抱えていらっしゃる、そういったこともやっぱり問題意識は持っていらっしゃるというところに私も安心はしましたが、そういった体制づくりも今後整えていく意味でも、やはりそういったまめな健診をやっていたことで、また見えてくるものがあるかと思うんですよね。ですので、そういった現状で具体的にそういった体制づくりなんかに関して、今の段階でどのようなお考えをお持ちであるのかということも再度御確認をさせていただきまして、改めてそうしたまめな定期的な健診の導入を御提言させていただきたいと思えますが、どのようなものであるのか、またこういった部分も町長さんにもお考えを再度お尋ねしたいなと思えます。

○議長（栗田利朗君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 木村議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、前後したように行革のことから先にお答えをさせていただきますが、これは4次、5次とやっておりますけれども、行革というのは大綱を決めるからやるとかやらないとかいう話ではなくて、やはり絶えず行政マンとしては意識を持っていなければならない課題であるというふうに思っております。そういった中で、やはり問題をしっかりとあぶり出しながら進めていく、そういった意味の大綱であると思えますので、よろしくお願いをしたいと思います。

なお、今回は、今の答弁にもありましたように、従来、どうしても行革といいますと量、定量的な部分をどうするかということが問題になるわけでありましてけれども、今回は質という部分、それから協働をどう取り込んでいくかということに重きを置いております。当然に、この部分におきましては、住民の方の理解がないと進まないところもございまして、協働の相手とい

うのはやはり住民の方ということもございますので、そういった部分でしっかりアピールしていく必要が必然的に出てまいりますので、ともに一緒に取り組んでいきたいというふうに思っております。

また、補助金等のことにおきましても、やはりそれはうまく運用していくことがまず前提でございますので、補助金の目的等をしっかり意識する中で、住民の方にもアピールをしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

幼保につきましては、まず垂井地区のこども園の用地の選定につきまして大変手間取っております、おくれておることはまことに申しわけなく思っております。当初の計画のところが頓挫をいたしまして、隣でということでおったんですが、ここまでいろいろと交渉してりましたが、最終的に難しいという判断をいたしました。最初に考えておったところと別のところをこれから鋭意取り組んでいくところでございますので、何としても垂井こども園の成就をさせたいと、スピードを上げたいと思っております。

前回の一般質問の別の議員から、垂井を置いて、ほかに行けるところから行ったらどうだという意見もございましたけれども、やはり今垂井地区の垂井幼稚園、東保育園、西保育園という状態の中で、これを何とか同じ垂井小学校校区ということも考えたときに進めるという思いでかかっております。用地についても、少し今交渉を進めておるところでございますので、何としてもこれを進めていきたいという思いでございます。また、議員各位にも御協力、御理解をいただきたいと思うところでございます。

それから、乳幼児健診に関しましては、先ほど説明しましたように、4カ月、10カ月、1歳6カ月、3歳とやっておって、いきなり就学直前という形になるわけで、どうしても4歳、5歳の間があいておるという状況がございます。今も担当課から説明しましたように、どうしても4歳、5歳のころに初めて発達障がい等、いろんな差が出てくる部分がございますので、この間を埋める健診というのは必要という認識は持っております。

ただ、先ほど来年度からの予算というようなお話もございましたけれども、やはり医師関係、それから療育関係、いろんなさまざまな機関との調整等もございまして、いきなり来年からの予算化というのは非常に難しい部分があるかというふうに認識をしております。

ただ、必要性は十分に認識をしておりますので、これについては何としても取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（栗田利朗君）　しばらく休憩いたします。再開は10時35分といたします。

午前10時20分　休憩

午前10時34分　再開

○議長（栗田利朗君）　再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

5番　藤埴理君。

〔5番　藤埴理君登壇〕

○5番（藤墳 理君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私のほうから2点質問をさせていただきます。

まず最初に、人口減少をとめる、これ、シリーズは第3回目ぐらいになりますけれども、これまで再三にわたって我が町垂井町の人口減少に何とか歯どめをかけるぞというふうに思いまして、雇用であるとか、定住化であるとか、婚活であるとか、いろんなさまざまな方面からその施策の御提案をさせていただきました。今回は、少子化対策と子育てに目を向けてみたいというふうに思っております。

今年度、私ども文教厚生委員会の視察で、第2子から出産祝い金制度の採用しておられる七戸町の研修視察に行っていました。

この町では、第2子5万円、第3子以降は10万円というふうになっておりました。当然のことながら、祝い金目当てで出産を希望する人というのはそんな数がいるわけではないと思っておりますが、やはり祝い金があるのかなのか、これは近隣市町と比較したときには多少なりとも違った成果が出てくるのではないかなというふうに考えております。

例えば、我が町の近隣、大垣市についてであります。第3子以降に10万円を支給するとあります。また、海津市においては、第3子出産時に15万円、多少条件要項があったかとは思いますが、さらにその子が小学校入学時に5万円を支給するとあります。我が町垂井町においても、ぜひ実施してみたいかというふうに思っております。

例えば、七戸町同様に第2子からの支給をするというのもよい考えではないかと思っております。少しでも近隣の市町よりも優遇することで、比較効果により一定の成果を上げることが期待できるものと思っております。出産祝い金について、ここ数年の過去の出産状況を分析し、どの程度の予算措置が必要なのか検討してみる価値は必ずあると思っておりますので、試算によってはその導入について、お考えがあるのかどうかを町長にお尋ねいたします。

さて、こうして垂井町で生まれてきた子供たちが健やかに成長する段階においては、子育て支援の充実も欠かすことができません。特に、本町で行っている子育て支援センターや子育てサロンは、さらなる充実が必要ではないかなというふうに思っております。就園前の子供たちにとっても、同年齢の子供たちとの交流の機会がふえることは、就園後の環境変化にも対応できるメリットがあります。

また、母親にとっても、育児に対する不安や悩みを共有できる仲間づくりともなり、その機会をふやすことは、地域との交流に関心が持てて、将来の地域づくり、まちづくりのかかわりという点においてはよい影響をもたらすものでないかなというふうに考えます。

さらに、発展的な展開を考えるならば、地区まちづくり協議会が子育て支援にかかわることができれば、この事業を通して若い方々を巻き込んでいく、そんなまちづくり、またまちづくりへの理解とか協力とかを得るよい機会の創出になるというふうに考えております。あらゆる観点から、子育て支援の充実は定住化に向けた施策の一つとして重要な意味を持ってくるものと考えております。

例えて、月1回程度のイベントを地域の方々を巻き込みながら、お手伝いをしていただきながら参加をしてもらうことも一つの方法と考えます。また、高齢者向けのサロンと子育てサロンが合体するような世代間を超えた取り組みにも、さらなる期待が持てるというふうに思います。

このような地域を挙げた子育て支援を通して、協働のまちづくりを推進するよいきっかけになると思います。ですから、子育て支援センター、もしくは子育てサロンを各地区のこども園、幼稚園・保育園に設置することが重要であるというふうに考えております。各園への設置について、また地域との交流について、現状を踏まえ今後どのように考えておられるのか、健康福祉課長にお尋ねを申します。

次に、昨年度から立ち上がった地区まちづくり協議会は、小学校やこども園との関係性が深く、こども園、幼稚園や保育園ですけれども、設置については地区単位であることが非常に望ましいのではないかなというふうに私は考えております。

また、そうあるべきではないかという点からについても、今は特に地区協議会が立ち上がったこの大事な時期であるからこそ、こども園の公立4園化計画について町長がどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

では2点目、障がい者の視点に立った歩道点検についてお尋ねをいたします。

今月の3日から10日までの間、人権週間でもありましたけれども、障害者週間を終えました。以前から私、関心のあった問題でありますので取り上げさせていただきますけれども、随分前に、可能な限り町道に車歩道分離を進めていくべきとの考えを申し上げました。その歩道部分の起伏やくぼみについて、現状を建設課としてどのように把握をされているのか、これは建設課長にお尋ねを申します。

我々、車を運転する者にとって、歩道を歩く機会は余りありません。

また、あったとしても、歩道の路面の状態など気がつかないのが現実であります。

しかも、我々が歩いて通るときは、起伏やくぼみについては避けて通ってしまいますので、危険であるという認識が薄れております。当然のことながら、運転時に車道から歩道を見てもなかなか気づかないというふうに思います。

では、車椅子を利用されている方や視覚障がいなどを持っておられる方々には、その起伏やくぼみはまさに命の危険を感じるような事態になるというふうに思います。一般的に、我々が運転時に車道を通れば、起伏やくぼみを通して、揺れや振動によって感じる事ができる、こうした情報は、またいち早く住民の方から相談や指摘を受ける機会が多くあります。

しかしながら、障がいを持たれた方々からの情報を得る機会は、我々議員もわずかでしかありません。であれば、どのように把握されているのかという疑問が生じてきます。あえてその把握のされ方についてお尋ねするものであります。

このような情報を得にくい案件について、私はまずは点検をするということが重要であるというふうに考えます。そして、できる限り早く補修をする。命が守られるべき歩道で身に危険

を感じる状態を放置することほど不親切なことはありません。可能な限り迅速に対応するためにも、日ごろの点検こそ重要と考えますが、早急にそうした点検マニュアルを作成し、定期的
に実施していただくお考えがあるのかをあわせて建設課長にお尋ねをいたします。

このように、障がい者や子供たちの視点に立ったまちづくりこそ、今望まれるべき姿ではない
のでしょうか。あらゆる人に優しいまちづくりが我が垂井町総合計画にある「やさしさと活
気あふれる快適環境都市」、まさに垂井町民が誇りを持てるまちづくりにつながるものと期待
をしております。この点について、町長はどう思っているのか御所見を伺いたいと思
います。

○議長（栗田利朗君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 藤埴議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思
います。

私のほうからは、出産祝い金の導入のことについて具体的にお話ございました。それから、
こども園の設置の考え方、そして障がい者や子供の視点に立ったまちづくりについてを御答
弁させていただきたいと思
います。

まず、出産祝い金の導入についてでございますが、これまでも何回かいろいろ質問をいた
だいておるところでございますが、そのたびに答弁をさせていただいております。確かに金銭的
支援というものは、子育て家庭への経済的支援としては効果があるというふうに考えますが、
子育て支援とは、そもそもやはり量的に幾ら出すかということではなくて、本来いかに安心し
て産み、そして育てやすい環境をつくっていくかということに重きを置くべきだというふうに
今までもお話をしてきたと思
っております。

現在、設置をしております垂井町子ども・子育て会議の中での議論も踏まえ、今後必要な施
策をしっかりと検討しながら進めていきたいと考えておるところでございますが、こういった
新しい発想も含めて、さまざまな要因がこれからも出てくるわけで、対応していきたいと考
えておるところでございます。町全体で子育てをしっかりと支える、支援する体制というのをい
かに構築していくかということが子育て、出産に対する支援にもなっていくというふうに考
えて
おります。

ただ、議員御指摘がございました試算したらどうかという話でございますけれども、試算し
てみました。ちなみに、昨年度の出産数は垂井町でいったら210人ぐらい、今、青森県七戸町
のお話が出ましたので、それを当てはめてみますと、第2子で80名ほどおります。それから第
3子以降が40名ほどということで、合わせますと800万円ぐらいという金額になります。これ
が多いか少ないかと捉えるのはいろいろな考え方があると思
いますけれども、これが間違いな
く経常経費として毎年出ていくという形になりますので、そこら辺をどう捉えるかというこ
ともあろうかというふうに思うところ
でございます。こういった金額だけを考えるというのはや
や乱暴な気もいたしますけれども、他市町で第3子からやっているという中で、第2子から祝
い金を出すことで近隣市町より優遇するという、一定の成果が期待できるのではないかと
いう

御提言でございますけれども、こういった競い合いは結局ばらまきにどんどんつながっていくおそれもありますので、しっかりとした検証がやはり必要かというふうに思うところであります。

ただ、人口増につながるという考え方でいえば、第3子以降、今、合計特殊出生率が1.4348という数字の中で、2.07ぐらいを産まないと人口がふえていかないと。要するに、3人産まないとふえていかないという状況の中で、第3子に対してそういった支援をしていく、応援をしていくという考え方は非常に意義がある部分があるのではないかなと私は思います。

ただ、今言いましたように、金銭だけという部分ではなくて、ほかにもあると思います。そういったことも踏まえて、やはりしっかりと検証する中で、考えていきたいというふうに思っております。今までもたくさん御質問もいただいていることでございますので、こういった問題もあわせて、少子化対策に係る子育て支援の一つの方策として、他市町のこともしっかりと検証を入れながら、目的、それから効果、財政面、そういったものをしっかりと慎重に検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

続きまして、2点目の公立4園化、こども園設置の考え方でございます。

確かに、こども園のあり方と地区まちづくりという観点から考えますと、地区単位でという話もよく理解できるところであります。現に、このこども園の第1次の計画では、各地区に設置する方向で話をしておったところでございますけれども、しかし、園児の側からこれを見てもみますと、これから少子化がさらに進んでいくことが予想される中で、園児の減少が予想されるというような状況でございます。こども園の設置の考え方については、各園における園児数の差をなくして、集団生活の中で芽生える子供の育ち、これが地域差が出ないように一定規模の定員を確保するというところに、子育て家庭の多様なニーズに応えていける部分があるのではないかなというふうに考えて、今回の4園化構想というものを進めているところでございます。

一方で、このまちづくりの基本単位というのは、やはり今の小学校区を一つの単位として考えております。まちづくり協議会の活動に各校区の園児、小学生はもちろんかかわっておりますけれども、あわせて中学生や高校生もこのまちづくり協議会の十分大事な担い手でもございます。つまり、校区をまたいで、不破中の場合は特に5つの地区から成っておるわけでございますので、校区をまたがっても地域のつながりというものはしっかりと確保できている現状があると私は思っております。こういった観点から考えたときに、こども園がその地域にならなから地域とのつながりができないというのではなくて、こども園から各地域に出向いていく、あるいは地域の方がこども園に出向くといった関係の中で、地域とのつながりというものはしっかりと維持できていく部分があるのではないかなというふうに思うところでございます。

ただ、今までもずうっとお話をしておりますように、この4園化につきましては地区を統合するという形になりますので、住民の方の理解というのが極めて重要かというふうに思っております。必要に応じた検証を加えながら、住民説明をしっかりと行い、また住民の理解をしっかりと得る中でこれは進めていかなければならないと考えておりますので、そういった時期をしつ

かりとまた見計らっていくということが必要になってくるというふうに考えております。

3点目の障がい者や子供の視点に立ったまちづくりについてということでございます。

垂井町民が誇りを持てるまちづくりについて、どう思うのかということでございますけれども、今回、運転者と歩行者、それから障がい者と健常者、この目線の違いによる施設管理の問題提起から入っておるわけでございますけれども、今、私たちは第5次総合計画、「やさしさと活気あふれる快適環境都市」の実現に向けて努力しているところでありますけれども、今回のこの障がい者、あるいは歩行者、まさに優しさをどう求めるかというところに来るのではないかなというふうに思います。

優しさって一体何かというと、やはり人に対する思いやりであったり、人と人のつながりを大切に作る、支える、あるいは支え合う気持ちというものではないかなというふうに思います。優しさ、思いやりというのは、やはり他者を認めることから始まると思います。その積み重ねの中で、弱者が声を上げやすいまち、あるいは体制というものをつくっていくことが大切であるというふうに思います。あらゆる人に優しいまちとは、皆が同じような考え、一様な考えとか生き方をするのではなくて、それぞれ多様性を認める。弱者は弱者、健常者は健常者、障がい者は障がい者、それぞれの生き方、考え方がある。それを認め合うことから始まると思います。垂井のまちがすばらしいと思えるのは、やはりみんながその多様性を認め合う、みんなが思っているんだと。ああ、垂井ってこんなみんながお互いのことが言えるんだ、言い合えるんだと、そういう思いがわかったときに初めて、垂井町に誇りが持てるのではないかなというふうに思っております。

これからも、この優しさというものをあらゆる政策の背骨にして、これをしっかり芯を通してまちづくりを進めていきたいと考えております。そのためには、やはり一人一人の思い、気持ちというものが大事になってまいります。これからも、さまざまな場面を通じてこの優しさ、助け合い、共助の社会というものをしっかりと構築していきたいと考えておりますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

○議長（栗田利朗君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） 私のほうからは、藤埴議員の御質問のうち、人口減少をとめるの子育て支援に關します御質問につきまして、私のほうからお答えをさせていただきます。

初めに、子育て支援センターや子育てサロンを各地区に設置してはの御質問でございますが、まずもって子育て支援センターとはでございますが、子育てに不安や悩みのある方、またお子さんを遊ばせる場所がない方などのために、育児相談や遊び方指導などを実施する施設といたしまして、垂井北子育て支援センターと表佐子育て支援センターの町内の2カ所で実施しているところでございます。核家族化が進む中で、利用者の数は増加傾向にありまして、11月末時点で両施設合わせまして延べ8,775名の方に御利用いただいているところでございます。

また、子育てサロンにつきましても、支援センターとほぼ同様に育児相談や交流の場のため

に、垂井町社会福祉協議会に委託いたしまして岩手保育園で開設しているものでございまして、同じく11月末時点で延べ1,468名の方に御利用いただいているところでございます。

御質問のセンター、またはサロンを各地区に設置ということにつきましては、現在進められています子ども・子育て支援新制度では、認定こども園へ支援センターの併設が求められておりますので、現在、当町が進めております幼保一元化施設の整備の際には設置していく考えでございまして。

なお、現在支援センターがない地区への対応といたしましては、町内の各園に年4回移動子育て支援センターということで、（愛称）「ぴよぴよキンダー」というんですけれども、そういうものを実施しているところでございます。

また、今年度からは新たな事業といたしまして、男性の育児参加を促す取り組みといたしまして、土曜日にお父さん方に支援センターへ来ていただく「サタパパ」というものや、保護者の方の意見を頂戴する「子育てカフェ」を実施してまいりました。今後も引き続き子育て世帯のニーズに合った事業の推進に努めていく所存でございまして。

続きまして、支援センターにおける地域交流はについての御質問でございまして、現在、支援センターは保育園に併設しておりますので、保育園での地域交流事業とあわせて行っているのが現状でございまして。今後は、地域の方々と協働で、特に高齢者の方には子育ての大先輩として子育て相談や、また昔ながらの遊びを教えていただくような教室を行うなど、さらに地域交流を図っていきたくと考えているところでございまして御理解をお願いいたします。

以上、藤埴議員からの御質問のうち、人口減少をとめるの、子育て支援に関連します答弁とさせていただきます。御理解賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（栗田利朗君） 建設課長 澤島精次君。

〔建設課長 澤島精次君登壇〕

○建設課長（澤島精次君） 藤埴議員の御質問の2点目でございます障がい者の視点に立った歩道点検について答弁させていただきます。

道路施設の点検については、5年に1度の近接目視点検が義務づけられておりまして、トンネルや橋梁などの構造物については、国から定期点検要領というものが示されております。今後、これに基づき全ての道路管理者が点検を実施していくこととなります。

また、平成25年度に道路ストック総点検と申します集中点検を国土交通省から実施するように通知がなされまして、その際に示された実施要領の舗装編というものに基づいて、当町においては、平成25年から平成26年度にわたって主要幹線の84路線について、業者委託で16路線、職員による調査・点検が68路線実施をいたしております。これについては、車道を対象に実施しておりまして、歩道の細部には及んでいないということでございまして。よって、議員お尋ねの歩道部分の起伏やくぼみの把握ということについては、専ら住民からの通報、それから改修要望などに頼っているというのが現状でございまして。

通報や要望があったものについては、直ちに職員が現場確認を行い、できる限り迅速な処置

に努めておりますが、場合によってはすぐに改修困難な場合もございます。

定期点検マニュアルの作成と実施ということについてお尋ねですが、今述べましたように、大きな道路構造物に限らず、全ての道路施設は5年に1度の定期点検が義務づけられております。ですから、マニュアルのあるなしにかかわらず、この点検の中に位置づけて実施していく必要があるというふうに考えております。具体的には、職員の徒歩による目視点検を行ってまいりたいというふうに存じます。

また、今後の計画的な取り組みといたしましては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法に基づきまして、本町では平成20年3月に垂井駅周辺地区バリアフリー基本構想というものを策定いたしております。この中に位置づけられたさまざまな事業がございますが、これらを順次実施していくことにより重点整備地区における総合的なバリアフリー化を推進してまいりたいと存じますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（栗田利朗君） 5番 藤墳理君。

〔5番 藤墳理君登壇〕

○5番（藤墳 理君） 再質問をさせていただきます。

先ほど、建設課長のほうから目視による点検が5年に1回ということ、これはもう本当に5年に1回でいいのかどうかという問題はありますけれども、当然国から定められた要項の中で実施をしているということですので、決して歩道も忘れることなく、しっかりと実施をしていただきたいという思いでございますので、間違いなく、職員による目視の点検で構いませんので、しっかりとした点検をよろしくお願ひしたいということで、そちらのほうは終わっておきます。

町長、同点についても、僕はこの点で障がい者の視点に立ったというのは、まさに町長がおっしゃったとおり、優しさというのはお互いの支え合いの中から生まれる。私も先日、新聞記事の一端で障害者週間にまつわるものについては、関心、そして支え合いというタイトルの中で読ませていただいたことを全く同感に感じております。

しかし、行政が執行していく中で、やはり視点というものを大事にしていく、支え合うというのは、優しさを感じることができるとのことだけであるので、やはり行政が執行していく、実施していく上においては、僕は優しさを求めていく、そのスタイルの中に、そうした視点を取り入れるということが非常に重要であるということをお訴えさせていただきたいなというふうに思っております。この点について、行政運営をしていく中で、その視点を大事にしていかなければいけないということについて、町長、どうお考えなのかということをお聞きしたいと思います。

それから、人口減少をとめるということで、試算を出していただきました。大変うれしいことです。私自身、800万円の予算が高いか安いかわ、これは人それぞれで考え方があろうかというふうに思っておりますけれども、決して僕はばらまきではないなというふうに思っております。当然、子供を産みたくても産めない人も当然中にはいるわけですので、そうした人たちも支援

していくことは当然大事ですし、やはり子供を産み育てようとする気持ちを育む上において、こうした支援制度というのもやっぱり僕は大事な施策の一つではないかなというふうに思いますので、検討に値するという事は先ほど答弁いただきましたけれども、具体的に実施に向けて何らかのアクションを起こす考えがあるかどうか、あわせて町長にお聞きしたいというふうに思います。

○議長（栗田利朗君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 藤埴議員の再質問にお答えをさせていただきます。

視点を大切にという部分、まさにそのとおりかというふうに思います。先ほども議員の提案にあったように、要するに対極する部分の目線というのがあるわけでありまして。強いものがあるれば、弱いものがある。健康な人がいれば、弱っている人がいる。そういった目線を大事にするということが大事だと思いますし、そのことを行政の施策を行っていく上でどう取り入れるかというのは、やはり意識の問題であろうかというふうに思います。感性といいますか、感じる気持ちをいかに大事にしていくかと。事があるごとに、仕事始めとか仕事納めとか、そういうときに思いは職員にお話をする機会があるんですけども、なかなかうまくできない部分もあります。言われたことをやっていけばいいという、いまだにそういう思いの部分もあろうかというふうに思いますけれども、やはりその立場に立って考えるということの大切さというものは、これから行政部に求められる大事な要素の一つであるという思いをしっかりと伝えていきたいと思っておりますので、そういった部分で御認識いただきたいと思っております。

それから、やっていくかやらないかという話、出産祝い金についてですが、やはり先ほども言いましたように、本当にそれが効果がどういうふうにあるのかという部分は、しっかりと検証していく必要があるのではないかなというふうに思います。先ほど議員もおっしゃったように、確かにお金をもらうから産みたいという人がどれだけいるかという話になってくると思います。

一方で、先ほど産みたくても産めないというようなことがありましたけれども、岐阜県の女性局、新しく国からお見えになったときにちょっとお話をする機会があつて、資料をいただいたんですけども、子供を産みたくても産めない理由として、やはり高齢出産の回避、あるいは健康上の理由、心理的・肉体的不安、仕事に差し支えるというようなことがあります。金銭的なことも多少出てくると思うんですけども、そういった全てのことに對して、先ほども言いましたように、総合的にどういうふうに支えていくかということが大事になってきますので、もちろん祝い金があればそれにこしたことはないというふうには思いますけれども、にこっとしてみえる方もお見えになりますけれども、こればかりはやはりしっかりと検証することが必要かというふうに思いますので、今すぐという思いは私自身は今持っておりません。しっかりと検証はさせていただきたいと、そのことによって答弁とさせていただきたいと思っております。

○議長（栗田利朗君） 2番 中村ひとみ君。

○2番（中村ひとみ君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

第1点目、子どもを産み育てられる環境づくりについてお伺いいたします。

日本で少子化が叫ばれて久しいですが、結婚や出産は人それぞれの選択があり、その権利が尊重されて当然です。問題なのは、結婚や出産を希望している人たちが多いのに、社会がその希望をかなえる魅力ある社会になっていないということでもあります。

2011年の調査によりますと、将来結婚したい人は、男女ともに8割から9割と高く、8割を超える人が希望する子供の人数を二、三人と答えています。にもかかわらず、誕生する子供の平均数は1.43人で、希望する子供の数になるまで子供をふやしたいと考える親は4割しかいません。

その理由は、子育てや教育にお金がかかり過ぎる、高齢出産のリスク、働きながら子育てできる職場環境がないなどと上げています。出産や子育て世代の負担を軽減し、その社会の体制整備を急ぐべきであり、この支援体制のおくれが出生率の低下の原因ではないでしょうか。

私は、2013年3月議会で不育症を取り上げさせていただきましたが、今回は本町におきましても、早い施策を講じていただきたい不妊治療について質問させていただきます。

近年、不妊の方が非常にふえており、その背景には女性の社会進出や晩婚化による高齢出産の増加が指摘されていますが、原因は複雑です。不妊の約半数が男性側に問題があるとわかってきております。最近では、治療技術の向上によって、不妊治療による出産率も高くなっており、現在300万近い夫婦が不妊治療を受けております。体外受精による出生率は5年間で1.5倍にふえ、1年間に生まれる子供の約2.5%を占めております。

不妊治療は、薬物療法や卵管形成手術など一般的な不妊治療と、人工授精や体外受精といった生殖補助医療に分けられ、生殖補助医療は保険適用されていません。治療費が経済的負担となっており、公明党は保険適用されない体外受精並びに顕微鏡受精の負担を軽減するため、粘り強く推進し、2004年から国の特定不妊治療助成事業がスタートしております。

県においても、国の助成事業を活用し、体外受精である特定不妊治療に対し、1回15万円を年2回まで、5年間、10回を限度に助成しており、本町においても県の助成に上乘せさせていただいております。25年度は、21組の夫婦が31回にわたり助成を受けられております。

今回、私が取り上げさせていただくのは、この特定不妊治療助成に含まれない人工授精についてであります。

薬物療法などから次の段階の治療として行われるのが人工授精です。人工授精は体外受精より自然妊娠に近い不妊治療法で、現段階では全額自己負担となっています。人工授精にかかる費用は平均して1回当たり1万円から1万5,000円前後で、一般的に成功率は1回で5%から10%程度と低く、結局5回、6回程度人工授精を受ける方が多く、回を重ねると当然経済的負担がかかってきます。比較的风险の低いこの人工授精は幅広く行われている不妊治療の一つ

で、より多くの対象者が治療を受けやすい状態になれば、出生率も高くなると期待するものです。希望する人が産みたいときに子供を産み育てる環境が最優先課題であります。多くの方が利用している一般不妊治療のうち、人工授精など保険適用外の治療に対する助成について、どのようにお考えなのかお聞かせください。

次に、先ほども述べましたが、不妊の原因の約半数が男性側に原因があることがわかってきております。男性の精子の数や動きを調べる不妊検査、また無精子症の夫の精巣内から精子を探し出す手術、治療は保険適用外で高額な出費になります。もちろん国の特定不妊治療の助成対象ではありません。男性に対しても助成をすることで、夫婦と一緒に検査を受けやすくなり、財政的な支援を行うことで、子供を授かりたい夫婦の願いがかなえられると期待できます。

一方で、男性が不妊治療を受けるという考え方は、まだ一般的ではないのも実情であります。助成をすることで、男性にも不妊治療への意識を深めてもらうきっかけづくりになると考えます。本当に子供が欲しいという不妊で悩む夫婦を支援するための助成を検討願います。

次に、産後ケアについてであります。

子供を産み育てやすい社会を実現するには、妊娠から出産、育児と切れ目のない支援が重要です。現在の少子化対策は、待機児童の解消や仕事と子育ての両立支援などに光が当たっていますが、もちろん大切な支援ではありますが、妊娠中から出産、産後と切れ目のない継続的な支援も充実させていく必要があります。妊娠、出産は女性にとって一大事です。日本では、産後の肥立ちなどと言われていますが、出産直後から1カ月間は心身的な負担を抱え、急激なホルモンバランスの変化で精神的に不安定になる傾向が強く、十分な休養とサポートが必要です。里帰り出産が主流だった時代には、出産前後の妊産婦を実家の家族が支えていました。

しかし、晩婚により女性の出産年齢が年々高くなっており、出産する女性の親の年齢も高齢化しています。十分な助けを受けられない状況があります。

また、核家族化が進み、地域との交流も希薄化している中で、不安を抱えたまま母親として育児がスタートするケースが多くなっています。授乳にもなれないまま退院し、頼る人もいない中で、育児不安や過労によって出産後に十分なケアを受けられない母親が産後鬱に陥ったり、児童虐待を引き起こすケースも少なくありません。出産後の女性は、ホルモンのバランスが崩れ、一時的に情緒不安定になりがちです。出産直後の1カ月間が最も大事な時期であり、さらには産後早期の母子関係が虐待や育児放棄の予防、早期発見などの役割も果たすと言われていきます。このような状況を踏まえ、母親と新生児の心身の健康を守るために、社会全体で産後ケアの体制づくりを急がねばなりません。

先進的な取り組みの一例として、東京都世田谷区の産後ケアセンターでは、出産後4カ月未満の母子が宿泊や日帰りで滞在でき、助産師らの専門スタッフが24時間体制で支援しています。利用した母親から、親身なケアを受けられた、久しぶりによく眠れたといった好評の声が相次いでおり、予約がとれないほどの人気だそうです。

岐阜県内では、産後ケアを実施している自治体はまだわずかで、郡上市民病院産科が退院し

た母子のお宅を助産師が訪問し、子育て期まで切れ目のない支援を行い、ユネスコから「赤ちゃんにやさしい病院」として認定されています。

国は、26年度予算に、これまで支援が届かなかった出産後の女性をサポートする妊娠、出産包括モデル事業を計上しました。モデル事業は難しいまでも、類似した制度を本町としてもできないでしょうか、担当課の御所見を伺います。

そこでお尋ねしますが、これからの母子支援にはシニア世代が話し相手になる産前産後サポート事業や、専門家による電話相談などが上げられますが、町として、出産の専門家である助産師が家庭訪問を行う支援事業についてはどのようにお考えなのでしょうか。

また、2007年4月から国の事業で始まったこんにちは赤ちゃん訪問事業についてであります。生後4カ月までの赤ちゃんのいる家庭訪問事業が全国で進められております。9割以上が実施されているところです。本町においても、保健師さんや母子健康推進員さんの御協力で家庭訪問事業が展開されておりますが、出産された全戸の訪問ができていますか。現状と結果についてお聞かせください。

第2点目、高齢者介護ボランティア制度についてお伺いいたします。

我が国における高齢化が急速に進展する中、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、高齢者が安心して暮らせる地域社会をつくり上げていくことが極めて重要な課題となっています。そのためには、住みなれた地域で自分らしい生活を継続するためのサービスを充実させるとともに、地域包括ケアシステムの構築へ向けた国・自治体の連携による取り組みが求められています。

一方、元気な高齢者については、要介護にならないための生きがいがづくりや社会参加促進施策など、介護予防につながる諸施策を展開する必要があります。その際、それぞれの地域の実情、特性を踏まえ、関係機関とよく連携をとりながら進めることが重要となっております。

そこで、現在高齢者が地域でボランティア活動に従事することによって、高齢者の社会参加や地域貢献を促すとともに、高齢者自身の介護予防につながるとして大いに期待される取り組みを推進している自治体が全国で広がりつつあります。

現在、各自治体で進められているのは、高齢者の介護支援ボランティア等と呼ばれるものです。介護予防を目的とした65歳以上の高齢者が地域のサロン、会食会、外出の補助、介護施設等でボランティア活動を行った場合に、自治体からポイントが付与するもので、たまったポイントに応じて商品との交換や換金のほか、介護保険料の支払いに充て、保険料の軽減に利用できる自治体もあります。その際、財源としては自治体の裁量により、地域支援事業交付金の活用が可能です。高齢者のボランティア活動が高齢者御自身の介護予防、健康維持の促進にもつながり、御本人の社会参加、地域貢献を通じた生きがいがづくりにもなります。

また、ボランティアを受け入れる施設の地域とのつながりの深まりや、施設利用者の生活をより豊かにすることなどが期待されます。平成19年度に厚生労働省が高齢者の介護予防の取り組みとして、介護支援ボランティアの活用を市町村に実施することを認めました。これを受け

て、この年に東京都稲城市、千代田区が、また20年には東京都世田谷区、八王子市が昨年1月より三重県松阪市も高齢者介護ボランティア事業を開始しております。元気な高齢者が介護に関するボランティア活動を通じて、自身の健康増進と介護予防を図り、生き生きと暮らすことができる安心な地域社会づくりを目指すこの事業の早期導入について、担当課の御所見を伺いまして質問を終わらせていただきます。

○議長（栗田利朗君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） ただいまの中村議員の御質問につきましては、私のほうからお答えをさせていただきます。

御質問は、子供を産み育てられる環境づくりに関します件と、高齢者の介護ボランティアポイント制度に関します件でございましたので、順次お答えをさせていただきます。

初めに、不妊治療の保険適用外への助成についてでございますが、当町におきましても議員が御説明のとおり、子供が欲しいと望んでおられるにもかかわらず、不妊に悩み、実際に治療を受けておられる御夫婦が増加しているのが現状でございます。そのような中で、医療保険が適用されず、高額な医療費に係る特定不妊治療の体外受精、顕微授精に要した費用の一部を助成する県の助成制度に上乘せする形で、町の助成制度を平成24年度から実施しているところでございます。

元来、不妊の原因は、女性に、男性に、また双方それぞれに原因がある場合などさまざまなケースがあるわけでございますが、不妊治療は身体的、精神的負担はもとより、経済的にも負担がとても大きいと十分認識しております。

議員御質問の、特定不妊治療の前段階で一般的に行われます保険適用外の人工授精に係ります費用への助成措置の導入についてでございますが、現在、県においては来年度の実施に向けた予算措置が検討されているところでございます。このような県の動向を踏まえまして、当町におきましても、県に歩調を合わせるようなことで導入に向けて前向きに取り組んでいく所存でございますので、御理解をお願いしたいと思います。

続きまして、2点目の産後ケアについての御質問でございますが、産前産後の母親は孤立感や育児不安など気分が不安定になりがちでございまして、このような時期に育児のことや母親の体調についてなどを相談できる体制を整えることは、育児不安を軽減し、児童虐待の未然防止にもつながるなど、重要な取り組みと考えているところでございます。

当町でも、妊娠期から産後の食事や栄養指導をする「プレママキッチン」や夫婦で出産の準備をする「ペアクラス」や、産後の離乳食学級などを保健センターにおいて、保健師と栄養士の指導により実施しているところでございます。今後も、妊娠期から出産後の切れ目のない支援をさらに進めていくため、保健センターに在籍しております助産師の資格を持つ保健師と連携を取り、どのような方法でどのようなサービスを提供するのか、近隣の自治体の状況等も調査しながら研究をしていくつもりでございます。

続きまして、3点目の「こんにちは赤ちゃん訪問」の現状と成果についての御質問でございますが、当町の保健センターでは、産後のサポートとして「こんにちは赤ちゃん訪問」事業を実施しております。第1子出産の場合は、出産後2カ月ごろまでに保健師が訪問し、その後4カ月児健診までの間に母子保健推進員が訪問するもので、第2子以降の出産の場合は、母子保健推進員が4カ月児健診までの間に訪問いたしております。

また、昨年度まで、母子保健推進員の訪問は第2子出産からであったのを、今年度から第1子出産から訪問しておるような状況でございます。

この「こんにちは赤ちゃん訪問」事業の昨年度の実績といたしましては、出産件数210件に対しまして、保健師または母子保健推進員がほぼ全戸を訪問しているのが現状でございます。出産直後の女性は、一時的に情緒不安定になりがちで、そうした点に留意しながら、今後も産後の母子の悩み事を直接伺って次につなげていくなど、産後の心身をサポートする活動をさらに展開していく予定でございます。

以上が、子供を産み育てられる環境づくりに関します答弁でございます。

続きまして、高齢者の介護ボランティアポイント制度事業の早期導入についての御質問でございますが、介護支援ボランティア制度の概要につきましては、議員からの御説明のとおりでございます。平成19年度の厚生労働省の通知によります介護支援ボランティア活動への地域支援事業交付金の活用についてで示されていることも承知をしております。

また、高齢者のボランティア活動は、高齢者の持つ豊かな経験と知識を社会に還元するとともに、高齢者自身が社会参加や地域貢献を行うことによりまして、みずからの介護予防や健康増進も図ることができる重要な取り組みであると認識しております。

さらに、平成27年度からスタートいたします第6期介護保険事業の中では、介護保険制度の改正におきまして、特に見直しが行われます介護予防と生活支援におきましては、住民主体によるサービスの構築が課題となっており、見守りや軽微な生活支援など、多様なサービスを提供する体制を構築していく必要があるものと考えております。このように、ボランティア活動などの住民による地域力の活用という点においては非常にメリットが大きい制度であるということは認識しておるところでございます。

しかしながら、御承知かとは思いますが、ボランティアは一般の方々による無償ボランティアや民間団体による有償ボランティア、また若い人たちのボランティアなど、いろいろな形態がございます。それぞれのボランティアにかかわる皆さんの組織や活動をどのように整理していくのかというような課題とともに、制度の立ち上げについて先進自治体では対象ボランティアの基準づくりや登録者と受け入れ施設等との調整、また活動に係る研修やポイント管理の実施体制など、さまざまな課題があると伺っております。

本町におきましては、これからの高齢者支援について、現在既にわかっている課題等について十分に研究するとともに、県や近隣市町の状況等も調査研究しながら、また特にポイント制度につきましては、他のボランティア活動と不公平感を生じさせないような介護ボランティア

への活動支援のあり方として、今後も引き続き研究を続けていく所存でございますので、御理解をお願いいたします。

以上が、高齢者の介護ボランティアポイント制度事業の早期導入についての答弁でございます。以上、中村議員からの御質問についてのお答えとさせていただきます。御理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（栗田利朗君） 2番 中村ひとみ君。

〔2番 中村ひとみ君登壇〕

○2番（中村ひとみ君） ただいまは、それぞれの御答弁ありがとうございました。

1点目の子供を産み育てられる環境づくりについてであります。先ほど県の動向を見てというお話でありましたが、全国的に見ても、独自で助成を行っている自治体というのはまだまだ少ない状態ではありますが、各務原市では今年度から助成がスタートしております。男性の不妊治療検査や治療に対して助成しているということでありまして、本当に子供を望んでおられる夫婦の支援策となるということで、もう一步踏み込んで考えていただきたいなというのと、あと平成28年度からは、国の特定不妊治療の助成も40歳以上は助成の回数も大幅に減り、43歳以上は対象外となります。そのことも踏まえて、ぜひとも早期の導入を考えていただきたいところですが、町長のお考えをお尋ねして質問とさせていただきます。

○議長（栗田利朗君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 中村議員の再質問にお答えをさせていただきます。

今回は、どうもこういった妊娠関係、子供関係のことが多い質問でございますけれども、不妊治療に関するもう一步踏み込んで助成をせよということの発言を求められておりますけれども、やはり今言いましたように、状況がさまざまございますし、県としてもこれを取り組もうとしておるような状況でございます。財源がどうしてもこれはついて回る話になりますので、そういった部分もしっかり踏まえながら検証していくという形の中で、取り組んでいきたいというふうに思います。

先ほども、子供が産みたくても産めない状況にある中の経済的負担という部分がどうしてもついて回るところでございますけれども、こういったまさに治療としてある部分については助成補助というものも積極的にある部分が必要になってくるかというふうに思いますけれども、制度として県がこういったものやっけていく上で、それを上乗せするというような形のことも考えられるわけでありまして、そういった部分を見きわめながら積極的な支援という形にしていきたいと思っておりますので、今、町単独でということはずぐにというふうには思っておりません。状況をもう少し見きわめたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（栗田利朗君） 11番 丹羽豊次君。

〔11番 丹羽豊次君登壇〕

○11番（丹羽豊次君） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

私は2点でございますが、郷鉄工周辺の商業振興地域完成に伴う道路網、また養老スマートインター完成に伴うアクセス等々でございます。

また、1番の郷鉄工周辺につきましては、9月議会で同僚議員も質問されております。私は、このオープン後を見まして、町長の考えをお尋ねしたいと、このように思っております。

先月、ちょうど11月末ですか、ヨシヅヤを中心として大型商業振興店がオープンしたわけでございます。オープンと同時に国道の渋滞、また塚ノ宮付近の町道の垂井表佐線、渋滞は本当にひどいものであったと、このように思っております。表佐地域、または宮代地域の方もございますが、生活に支障を来していると、このようにも思うわけでございます。

また、このようなことで緊急時の対応は大丈夫か、どのような対策をとられるのか、これらをお尋ねしておきます。

また、渋滞におきましては、生活環境が悪化するというようなこと、経済活動の変化が変わってきてまして、健康上にも二酸化炭素、また窒素酸化物、硫黄酸化物等々発生しまして健康上よくないわけでございます。このような状況におきまして、国道4車線化を今も進めておられますが、早急に強力に促進を進めていただきたい、このように思っております。

また、敷地内の南側におきましては、町道がちょうど敷地内全体には完成しております。それが西へ県道の養老垂井線まで、これらを町道の新設を何とか新年度に向けてでも早期に取り組んでいただきたいと、このように思うわけでございますし、多少負担等々も企業にお願いするということがどうかと、このように思っております。

また、これらを完成することによりまして、国道の一部バイパス的なことにもなると思えますし、また、渋滞の解消にもつながると、このように思っております。道路は交通の発達に寄与しまして、公共の福祉を増進することを目的としております。町長はどのように考えておられるのか、これらをお尋ねしたいと、このように思っております。

また、2点目でございますが、養老のスマートインターチェンジ、いつも私よく言いますが、垂井町の南玄関口だと、このように思っております。これらが平成27年、来年のちょうど今ごろ完成するというのを聞いておりますが、私もこれらの完成につきましては大変うれしく、また一抹の思いがあるわけでございます。関係者の方におきましては、きょうまで大変御苦労さんだったと、このように思っております。

また、そこでこのスマートインターチェンジからアクセスについてでございますが、現在は養老町で私もお尋ねしますと、名神高速道路上り線、名古屋方面について、のり下の町道の橋爪12号線ということをおっしゃっていただきましたが、その道路を利用するというので、それから西へ行きまして県道にタッチするということになるわけでございます。

現在、この道路は境界の確定とか幅ぐいを打って、今年度において用地買収をしたいということも言っておられました。

また、スマートインターチェンジ内におきましては、用地関係者1名であるのでという話もしておられます。また、この道路の道路構造につきましては、道路法による3種3級というこ

とで、車線が3メートルと路肩が75センチとってありまして、2車線の構造となっております、一部歩道が設置されるということでございます。

事業費でございますが、全体の事業費が12億5,000万円ということで、国の高速道路機構等々におきましては7億4,000万円近く、またNEXCO中日本におきましては3億5,000万円、また養老町におきましては1億7,000万円近くということをお聞きしております。垂井町といたしましても、先ほども申しましたように垂井町の南玄関口でございます。関係機関と協議会等々も設立していただいて、養老町の分担を一部負担してはどうかと、このように私は思いますが、町長の考えをお尋ねしておきます。私は、再質問は予定しておりませんので、その点よろしくお願ひします。以上です。

○議長（栗田利朗君） 建設課長 澤島精次君。

〔建設課長 澤島精次君登壇〕

○建設課長（澤島精次君） 丹羽議員の御質問の1点目でございます。

商業施設完成に伴う道路網の渋滞解消と道路新設について答弁をさせていただきます。

先般、この商業施設が開店しまして2週間ほどが経過したところでございます。オープン当初のにぎわいと、近接する町道工事による通行規制が相まって、開店当初一時大混雑を生じたという状況がございました。道路工事の施行に関しましては、商業施設の開店前に完成させるように調整をした上で計画をしておりましたが、開店時期が早まったことによりまして、工事時期と重なったということがございます。現在は工事も完了しまして、塚ノ宮交差点の状況は一時期よりはかなり改善をされておると思っております。

さて、交通混雑の状況下で緊急時の対応策についてお尋ねでございますが、商業施設周辺は当町の交通の要所でございます。北側には、北側に接して国道21号、また近接して西側に県道養老垂井線、これはどちらも幹線道路として幅員も十分確保されておまして、また東側、それから少し離れておりますが、南側にも町道が配置されておまして、混雑時であっても当該地区への緊急車両の進入は可能であるというふうに考えております。

ゆりの宮交差点の南の一部分、ボトルネックのような状態で狭隘な部分がございます。こちらについては、現在、交差点改良と歩道新設の事業に取り組んでおりますので、今後これを着実に進めてまいりたいと考えております。

渋滞による生活環境の悪化や排ガスによる健康被害の観点から、国道21号の4車線化を早期にということでございますが、沿線の自治会アンケートなどをいたしましたところ、4車線化することによって、かえって生活環境が悪化するというような懸念の意見もありまして、今後、沿線地域の方々のコンセンサス、同意の形成を図りながら4車線化、拡幅の事業、それから交差点の改良、それから通過交通を迂回させるなどのソフト対策など、可能な渋滞対策に今後取り組んでまいりたいと存じます。

また、県道養老垂井線から直接商業施設へ通じる道路新設については、この商業施設建設に先立ちまして事業者と相談協議を行ってまいりましたが、実現できなかったという経緯がござ

いまして、今後の施設周辺の交通状況を注視しながら、必要な場合には町道として新設することも検討してまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（栗田利朗君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 丹羽議員の郷鉄工周辺の渋滞についての部分、それからスマートインターのことについてお答えをさせていただきたいと思います。

商業施設周辺の道路の状況については、今、建設課長が申したとおりでございますけれども、南側に道路を抜くという話は、当初事業者とも、今担当課長が申しましたように、事前協議の中では話があったわけでありましてけれども、最終的に開発のスピードを取られるという形の中で、抜くのを断念したというような状況でございます。

一方、やはりこういった状況を見ますと、渋滞しておる現状があるわけでございますので、渋滞解消というようなことで考えれば、町が町道をつけるということも一つの考え方としてあろうかというふうに思いますけれども、考え方によっては、一業者の支援のために道路をつけるというような考え方になっても非常にまずいところがございますので、そこら辺はやはり交通状況等を見きわめた上で、あくまで交通渋滞の解消、地域の安全という部分での対応という形の中での展開というものを考えていけるなら考えていきたいというふうに思っております。ここら辺は、事業者とも調整をしていく必要があるかというふうに思いますけれども、町の思いとしてはそういったところがございますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

スマートインターチェンジにつきましては、当町からのアクセス、先ほど少し構造について触れられましたけれども、県道養老垂井線が主なアクセスルートになるということでございますが、この県道養老垂井線の幅員は現在12メートルの計画道路として、もう既に整備済みということでございます。

町といたしましても、今後、垂井町の重要な南北幹線道路という位置づけの中で、4車線化できないかということも県ともいろいろ協議をしておったんですけれども、それに先立つ調査をいたしましたところ、やはりスマートインターができる、あるいはこの南に橋ができるというようなことをすり込んだとしても、4車線化まで至るだけの通行量が確保できないというのが現状でございました。そういうことから考えて、当面は主要交差点の右折帯をつくるような形、交差点改良を行うような形の中で、スムーズな交通を確保するという方向に運んでいきたいというふうに思っておりますが、現在、栗原地区で圃場整備等も行われておりますので、そういった場所については拡幅等の調整も含めながら、これは現地、土地改良区との調整ともなってくるわけでありましてけれども、そういったことも視野に入れながら、この養老垂井線の扱いについては考えていきたいと考えておるところでございます。

また、工事費といいますか、事業費を垂井町から持ち出してはどうかという御提言でございます。養老町長が聞いたら、きっと涙を流して喜ぶお話ではないかなというふうに思いますけれども、現在のところ、地区協議会というのをつくっております。この協議会には、養老町、

垂井町、大垣市が参加しておるわけで、このインターチェンジの安全かつ円滑な設置、それから管理運営、早期供用開始というようなことを目指してこの協議会をつくっておるわけでございますけれども、一般的に考えて、自治体が他の自治体の事業に直接お金を出すということは非常に難しい部分があると思います。当然その道路というのは、養老町の財産になるわけでございますので、そのことに他の町から税金の財源を投入するということは非常に難しい状況にあると思いますが、こういった協議会を使ってということも考えられる範囲かというふうに思います。放り込む方法は考えられると思います。この協議会が立ち上がるときに、養老町長ともいろいろとお話をさせていただきましたが、垂井町といたしましても非常に町にとって利便性の上がる施設であるという思いから、積極的な支援をさせていただくというお話をさせていただきまします。そういうことから鑑みて、何らかの方法でこれから支援的、支援の部分がどういう形になっていくかということはあると思いますけれども、議会にはやはり諮っていかなければならないこととなりますので、そういった部分は情報提供をしながら、また一緒に協議をして、何らかの形で支援をしっかりと強固にして早期に、平成27年12月開通予定ではありますけれども、確実にこれができるような形で進めていきたいと思っておりますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

○議長（栗田利朗君） しばらく休憩いたします。再開は13時15分といたします。

午前11時46分 休憩

午後1時14分 再開

○議長（栗田利朗君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

7番 吉野誠君。

〔7番 吉野誠君登壇〕

○7番（吉野 誠君） 3つについて聞きたいと思いますが、1つは離山企業誘致についてであります。2番目は、小学校の英語教育についてであります。3番目は、歴史まちづくり法についてであります。

では、1番目、離山企業誘致についてお聞きします。

東証1部2部の上場企業、製造会社へ工場用地のパフレットを862枚ほど送付されました。こういうパフレットですね。これが送付されました。

そこで、その後、電話にて営業活動されたのは何件ありましたかと。それから、電話での回答の中で、この土地の反響はどうでしたかと。

それから、非常に興味を持っている会社は何件ありましたかと。

それから、862社へ送られた中で、何件の会社へ営業活動に行かれたかをお聞きします。

それからもう1つは、ここにも売り出し価格が坪7万円から8万円というふうに書いてありますが、造成工事を先行して先にやられるのか、それとも仮契約を結んだ後に造成工事をやられるのかをお聞きしておきます。

2点目の小学校の英語教育についてお聞きします。

文部科学省は、今の小学校5・6年生を対象に英語教育が必須科目になりました。

ところが、小学校の教員の数が全国で約35万人あります。その中で、英検準1級程度以上の資格を持つ人が0.8%です。人数に直しますと、2,800人です。

ある小学校へ行ってみると、各小学校では週4回の英語の時間があります。その中で、ある小学校では教師の数が24人中、そのうち1人だけが満足に英語のスピーチができるという人がお見えになるだけであります。現在、日本人の英語指導者と担任の先生2人1組で英語の授業を教えています。担任の教師の人は、お聞きするところによれば、どうも英語のスピーチ、発音が日本語的な発音であるということがあります。なかなかうまくいきませんというお話でした。感受性の高い小学生でありますので、あっという間に正しい英語のスピーチでしゃべってあげれば、すぐ覚えると思いますが、そこでお聞きするのは、こういうことを文部科学省がやるというお話を、垂井町では十分な体制が整えられているかと。それからもう1つは、環境の整備は整えられていますかと。外国人の指導者というのは、今中学校だけですが、垂井小学校へは来てお見えになりませんので、なかなかいかんというふうに思っておりますが、そういうことになれば英語の助手の先生も必要ということになりますので、十分垂井町でも予算を確保されながら、できるのかということをお聞きしておきます。

それから、3番目の歴史まちづくり法についてであります。

少し文が長いので、ゆっくりしゃべっていきたくと思いますが、我が国のまちには、城や神社、仏閣などの歴史上価値の高い建造物が、またその周辺には町家や武家屋敷などの歴史的な建造物が残されており、そこで工芸品や祭礼行事など、歴史伝統を反映した人々の生活が営まれることにより、それぞれ地域固有の風情や情緒、たたずまいを醸し出しております。

しかしながら、維持管理に多くの費用と手間がかかること、高齢化や人口減少による担い手が不足していることにより、歴史的価値の高い建造物や歴史や伝統を反映した人々の生活が失われつつあります。歴史まちづくり法は、このような良好な環境、歴史的風致を維持・向上させ、後世に継承するために平成20年11月4日に施行されました。

では、歴史的風致とはどういうことかといいますと、地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地が一体となって形成してきた良好な市街地の環境と定義しており、ハードとしての建造物とソフトとしての人々の活動を合わせた概念であります。その中で、地域固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動の考えはということですが、歴史的風致の構成要素である地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とは、伝統的な工芸技術による生産や工芸品の販売、祭りや年中行事等の風俗慣習、地域において伝承されてきた民俗芸能に加え、鍛冶屋や大工、郷土人形製作等も含まれます。また、伝統的な特産物を主材料とする料理や地域の伝統的な技術や技能による物品の展示なども、歴史及び伝統を反映した人々の活動と捉えることができます。

これをとろうと思いますと、基本方針は歴史的風致維持向上計画、これは市町村が作成しなければなりません。重点区域の位置及び区域、重要文化財建造物等の周辺、文化財の保存または活動に関する事項、歴史的風致維持向上施設の整備、または管理に関する事項、歴史的風致形成建造物の指定の方針、計画期間とこれらを合わせて基本方針が垂井町でつくらなければならないということになります。やはりそのためには、やはり垂井町役場の中で、2年か3年かけてつくっていただかないと、すぐには間に合いませんので、そこら辺も今からやっておかないと間に合わないのではないかなという考えがあります。

この歴史まちづくり法の認定の許可を得ようと思いますと、文部科学省、農林水産省、国土交通省の3者の認可が必要となります。この許可をとればどういうことがあるかということですが、特例措置として歴史的風致形成建造物の修理、保存ということができます。

また、都市公園も十分使えますよと、それから電線の共同溝、これも歴史まちづくり法をとっておけば、その中で費用が出てきます。それから文化財保護の件についても、垂井町はたくさん史跡保存がありますので、そういう観点からいっても十分有効な法律だと思っております。それから、農業用排水施設、それらもこの費用の中に入ってきます。それから、屋外広告物も規制がかけられるということでもあります。それから、垂井宿場町の周辺の重点地区、それともう一つは重要無形民俗文化財、祭礼、垂井曳軸祭ということも兼ねてできますので、認可をとる必要があるというふうに思っております。

それから、垂井町の国の重文指定は、中山道にあります石鳥居、それから南宮大社、真禅院の本地堂、垂井一里塚、美濃国府跡、この5つの国の重文指定がありますので、広範囲な地域指定ができるということでもあります。

何回も言いますが、歴史まちづくり法をとるためには二、三年かかりますので、来年度から取り組んでいただきたいという思いがありますが、またこの補助金が出る制度を生かした歴史まちづくりの認可をとるべきだと思っております。この認可をとっておけば、土地は5割、それから建物の購入も5割が出ますので、貴重な有望な補助金だと思っております。

そこで、垂井町はこの歴史まちづくり法の認可をとる覚悟があるかどうか、それをお聞きしておきます。以上で終わります。

○議長（栗田利朗君） 産業課長 高橋伸行君。

〔産業課長 高橋伸行君登壇〕

○産業課長（高橋伸行君） 吉野議員のお尋ねの中で、離山企業誘致についてというお尋ねのうちの、上場企業へパンフレットを送付したけれども、その後の反響はいかがかというお尋ねでございます。

離山周辺工場用地を掲載した企業立地ガイドは、本年9月上旬に上場会社862社に送付をしたところでございます。

しかし、今のところ、企業からの直接のお尋ねはございません。このほかにも、今後ジャスダックに上場している企業のうち、製造業を中心とした企業にも順次送付しているところでござ

ざいます。

これ以外に、県の東京事務所を通じて、県庁から私どものほうに問い合わせが1件ございました。それは、東京にある建設会社を通じての話でございますけれども、このガイドを通じてその情報を得たのかどうかは確かではありませんけれども、私、この東京の建設会社のほうへ出向いて行ってまいりました。

その企業は製造業ですけれども、食品関係の製造業を営む企業と情報を共有しており、その食品関係の製造業が、今、水の豊かなところで工場用地を探しているということでしたので、建設会社の営業本部のほうへ出向いて、県の企業誘致課職員、あるいは東京事務所の職員と一緒に出向いていったのが本年の10月末でございます。その後、電話のやりとりで先方はさまざまなことを気にしていらっしゃいました。そのうちの1つに、私ども観光パンフレットを持っていったわけでございますけれども、このパンフレットの中には垂井の泉が記載されております。食品関係製造業ということで、水質とか地域の水ということにも関心があったようで、その泉の説明も十分にたしたところでございますが、現在その建設会社と食料品製造業の企業との間で、他の箇所も含めて検討中でございます。これについては、よろしく御理解をいただきたいと思っております。

それから、もう1つお尋ねがありました造成工事の後に先方の企業と契約をするのか、それとも前に契約をするのかというお尋ねでございます。これにつきましては、造成工事の前に契約をすることは、私どものほうでは理想かと思っておりますが、契約をしてから造成工事をして建築工事をするという、2年ないし3年ぐらい操業までに時間がかかるということが想定されます。今までいろんな企業と話をしてきましたが、やはり企業が一番気にしているのが時間軸でございます。契約をしてから、直ちに建築工事にかかれるような土地を望んでいる企業も多くございます。

前々からお話をしておりますように、今回のこの事業は、岐阜県土地開発公社と連携を図りながら進めていく予定でございます。現段階では、関係法令とか地域との調整を進めている段階でございます。いつ分譲するかということも含めまして、県の土地開発公社の意向も確認しながら進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（栗田利朗君） 学校教育課長 桐山浩治君。

〔学校教育課長 桐山浩治君登壇〕

○学校教育課長（桐山浩治君） 吉野議員の第2点目の小学校の英語教育についてお答えをさせていただきます。

最初に、外国語活動について十分な体制を整えられているかについてでございますが、平成23年度の学習指導要領全面実施により、小学校5・6年生で外国語活動の学習を年間35時間、週1時間程度実施することとなりました。この外国語活動の目標は、海外の言語や文化について理解したり、積極的にコミュニケーションをしたり、外国語の音声や基本的な表現に親しん

だりすることで、コミュニケーションの素地を養うことをございます。

垂井町では、小学校1年から4年生においても、英語活動として年間10時間程度授業を行っており、5・6年生においては、外国語活動として英語講師と担任の2人で授業を進めております。これらの授業を垂井町独自のカリキュラムで実施しておりますが、本年度はそれに加え、子供にとって何ができたかマルなのかがはっきりわかるような評価の観点を明確にしていく授業改善を行っているところでございます。

さて、授業の指導者についてでございますが、全国的に見ると、中心となる指導者はALT60%、学級担任28%であったものが、指導要領全面実施に伴い、ALT25%、学級担任66%と数値が逆転しております。これは、コミュニケーション能力を身につけるという目的から、学級担任が外国語活動の授業に積極的に関わったほうが効果的だと考えられるからでございます。

平成24年に文科省によって実施されました外国語活動実施状況調査でも、学級担任が積極的にかかわったほうが外国語活動が嫌いな児童や、進んで参加しない児童が少なくなる傾向があらわれていることから明らかでございます。したがって、外国語活動の目標からも、現在の垂井町の授業の進め方が効果的であり、体制は整えられているものと考えております。

次に、環境の整備についてでございますが、今後、外国語活動についての方向は大きく変化する可能性があり、昨年12月の文部科学大臣の記者会見では、英語教育改革実施計画で小・中・高を通じて、英語コミュニケーション能力を確実に育成することが示され、小学校における英語教育の拡充強化、具体的には小学校3・4年生からの実施、5・6年で教科として週3時間程度の実施が言及されております。これに伴いまして、学習指導要領の改定等が今後進められていくものと考えられますが、新学習指導要領の改定は平成30年度であり、まだその内容が明らかになっておりません。

町といたしましても、今後、授業時数や学習内容がふえる状況になれば、町独自で外国人指導助手の採用を検討する必要があると考えますが、来年度については新たな採用は考えておりません。

しかしながら、議員御指摘のとおり、外国語によるコミュニケーション能力の育成は、今後さらに進むであろうグローバル社会において、国際社会の変化に対応できる能力や資格を身につけるために不可欠であります。外国語活動のさらなる充実のために、各学校において授業改善が進められているところですが、具体的には本年度、全小学校において、修学旅行前に修学旅行先での海外の方とのコミュニケーションを目的とした学習が行われており、修学旅行では垂井町の子供たちが生き生きと海外の方との交流ができました。

今後も、さらに授業における工夫改善を進め、垂井町の子供たちに確かな学力が身につくよう進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（栗田利朗君） 教育次長 中島健司君。

〔教育次長兼生涯学習課長 中島健司君登壇〕

○教育次長兼生涯学習課長（中島健司君） 私のほうからは、吉野議員の3番目の御質問、歴史まちづくり法の認可をとるべきということについてお答えをさせていただきます。

歴史まちづくり法は、議員の御説明にもあり、繰り返しにはなりますが、地域における固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地環境を歴史的風致といい、ハードとしての建造物、ソフトとしての人々の活動を合わせた概念で、それを維持向上させ、後世に継承することを目的としており、歴史的風致の維持向上を図るためのまちづくりを推進する地域の取り組みを国が総合的に支援する制度でございます。

現在までに、金沢市、高山市など46の市町で計画の認定を受けておりますが、この法律の適用を受けるためには、市町村が歴史的風致維持向上の計画を定め、主務大臣の認定を受けなければならないとされております。その計画には、歴史的風致の維持向上の方針や重点区域の位置と区域などを定める必要があります。

また、計画の策定に当たっては、あらかじめ地域に存在する文化財を調査する等によりの確に把握し、文化財を周辺環境まで含めて総合的に保存・活用するための基本的な構想である歴史文化基本構想を策定し、これを踏まえた歴史的風致維持向上計画とすることが望ましいとされています。

町では、これまでも地域に存在する文化財等を把握するため、歴史的建造物調査の実施や町独自の登録文化財制度を設立し、その保存及び活用のために必要な処置を行っているところです。このほか、文化財の修理事業や保存計画の策定など、町の歴史的風致を維持するための事業を行ってまいりましたが、議員御指摘のとおり、制度を活用していくことは大変重要と認識しております。そのためにも、住民の方々の協力が不可欠であると考えております。住民の方が主体となった活力あふれる創造的なまちづくりを進めるために、組織された各地区まちづくり協議会等の地元組織や関係課との連携を図りながら、歴史的風致の維持について協議・検討をしていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく御理解いただきますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（栗田利朗君） 建設課長 澤島精次君。

〔建設課長 澤島精次君登壇〕

○建設課長（澤島精次君） 私からは、吉野議員の御質問の3点目、歴史まちづくり法の認可をとるべきについて、若干補足の答弁をさせていただきます。

この法律の制度につきましては、ただいま議員から御説明のあったとおり文部科学省、それから農林水産省、国土交通省3省の共管の法律でございまして、これにより国に認定された市町村においては、この法律に基づくさまざまな支援や特別措置を受けることができるというのも議員の御説明のとおりでございます。

この認定を受けていくためには、まちづくり行政と文化財保護行政の一元的な展開を推進し

ていく必要がございます、さらに、指定される重点区域においては、建築物の規制措置などが行われます。これについて、地域住民の理解、それから同意形成が不可欠でございます。今後、そうした地域の機運の高まりを見きわめながら、他のさまざまな制度を含めた施策の一つとして、文化財担当課や観光担当課等と十分連携して検討してまいりたいと存じます。御理解をお願い申し上げます。

○議長（栗田利朗君） 7番 吉野誠君。

〔7番 吉野誠君登壇〕

○7番（吉野 誠君） 離山企業誘致についてであります、先に先行投資をしなければならないような説明がありました。

私は、仮契約ということも結べますので、結んでからやられたらどうかなという思いがあります。そうしないと、例えば、先行投資して、会社が来なかったよという話で、その投資が無駄になっちゃったと。過去、今まで市町村でたくさんそういう例がありましたので、塩漬け投資になってはいけないなという思いがあります。だから、仮契約を結んで、その上でやっていただく方法が一番いいんじゃないかというふうに思っておりますので、会社が来たいよと言われてたら、そこら辺で先に仮契約を結んでということはできないのでしょうか。

それから、小学校の英語教育なんです、私も前に見える議員も、それから後ろにござる執行部側も、中学校、高校と英語を習ってきました。習ってきたけど、全然しゃべれません。いまだにしゃべることができません。外国人が話している話もわかりません。だから、そういう点でいきますと、教育長にお聞きしますが、文部科学省に申し入れをしまして、石川遼さんがスピードラーニングで英語の勉強をしたという話もありますけど、それが実際にいい教育かどうかは私はわかりませんが、文部科学省のほうでそういうスピーチと訳の日本語と、そういうCDをつくっていただいたやつを各全国の学校へ、お金を出せばいい話ですから、そのような形でやるか、もう1つは垂井町に帰国子女がお見えになりますので、そういう人を1時間1,000円ぐらいで雇って学校で担任の先生とやっていただくかと、その2つどちらかがいいのかというのは私はわかりませんが、そういう形もあるんだろうというふうに思っておりますので、その点はいかがでしょう。

それから、歴史まちづくり法につきましては、住民との対話が必要だというお話がありました、そういう話はしょっちゅう聞いておるんですが、一向に行政と対話された形跡はありませんので、それは早急に対話する意思はあるんですか、そこをお聞きしておきます。以上です。

○議長（栗田利朗君） 教育長 渡辺眞悟君。

〔教育長 渡辺眞悟君登壇〕

○教育長（渡辺眞悟君） 吉野議員の再質問の英語教育について答弁させていただきます。

今ほど具体的な教材教具について御教示いただきまして、ありがとうございました。願うことは、話せる、それからわかる、それから読めるということなんでございますが、議員御指摘のように私も中・高勉強してきましたが、英語を全てしゃべるということはほとんど不可能で

ございます。今、将来を担う子供にも、国際化の中にありまして、英語がしゃべれて聞けるような子供を育てたいと強く願っております。

具体的な教材につきましては、今後検討していきたいと思っておりますが、今現在、小学校に日本人ですが、英語でべらべらとしゃべれる講師がおります。その先生と担任の先生と一緒にになっておりまして勉強している最中でございますが、今後このことも含めまして十分検討して進めていきたいと思っております。御指摘ありがとうございます。

○議長（栗田利朗君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 吉野議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、離山企業誘致につきましてはですが、確かに仮契約を結んでやっていくほうがリスクは少ないと思うし、我々としてもそのほうが非常にありがたい話であります。

ただ、先ほども時間軸の話をしささせていただきましたけれども、今、企業が求めているスピードからいけば、仮契約をして、造成をして、その間待つということが企業として耐えられるかどうかというところもございまして。そういった部分のせめぎ合いの中で今企業は探している状況でございますので、もし、そういう仮契約をやってでもという話があれば非常にありがたい話でありますけれども、現実的にはなかなか難しい状況にあるのではないかなど。少しでも多くの企業に声かけをし、また情報を取りながら、今、引き合いも二、三あるようございまして、そういった部分をしっかりと詰めていく中で、事業を進めていきたいと思えます。

また、塩漬け地につきましては、今までお話をしてきたように非常に懸念される場所ではございますけれども、極力造成費を抑えるために、いろんな手を打ちながら町が持ち出せる部分は持ち出しながら、造成費を抑えるという形の中で企業が進出しやすい状況をつくるというような形の中で、塩漬け地になることは何とか避けていきたいと思っておりますので、よろしく御理解賜りたいと思えます。

歴史まちづくり法につきましては、実際に住民対応はしておるんかというお話でございますけれども、現在までも中山道の開発というか、風致に関しましてワークショップを行ったり、あるいは基本計画をつくったりという形の中で、意見をいただいておりますのでございます。

ただ、その中で特に思ったのが、住んでみえる方々がやはりそうかわらんとおいてくれという意見も一方では出てきます。または積極的にやろうという方もおられます。ここら辺をやはりしっかりと整合性を図りながら、意識としてみんながこの地域をつくっていく、風致地区を守り育てていくという思いをしっかりとつくっていくことが重要であるという認識でございます。

また、中山道に限らず、今国府のほうも保存計画ができましたけれども、今後やはりワークショップ等を行いながら、地域住民の方の思いを受けながら進めていきたいと考えておりますので、あらゆる部分で住民の方とのチャンネルを持ちながら計画を進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（栗田利朗君） 1番 江上聖司君。

〔1番 江上聖司君登壇〕

○1番（江上聖司君） 議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問をいたします。

本町における空き家等対策について、お尋ねをいたします。

11月19日に、空き家等対策の推進に関する特別措置法案が参議院本会議で全会一致により可決・成立したのは記憶に新しいところであります。年々ふえ続ける管理が不十分な空き家は、防災や防犯上の問題、ごみの不法投棄、衛生上の問題、風景・景観の悪化など、さまざまな問題を引き起こす可能性があります。

私は、平成25年3月議会に、本町として空き家の実態をどのように把握しているのか、空き家対策に関しての対応指針があるのか、大きくこの2点について質問をいたしました。そのときの回答は、実態把握については、住民からの要望や苦情が寄せられたら、現地を確認し、所有者への対策のお願いをしている。空き家対策の対応指針については、総合窓口はなく、案件の内容により建設課や企画調整課の生活安全係が対応する。必要に応じ、関係する課が連携しながら解決をしているとのことでありました。その上で、空き家に関しては、所有者が特定できないなど大変苦慮しており、所有者が確定されても、私有財産のため強制撤去する権限はなく、所有者の方をお願いをしているとの内容でありました。

しかし、空き家等対策の推進に関する措置法が成立し、全国的に空き家対策が本格化する見通しであります。大きく前進するわけであります。

この16条から成る法案ですが、これにより何が変わるのか。

まず、市町村に倒壊のおそれがある危険な空き家に立入調査をする権限が付与されます。そのほかにも、衛生面で有害である、著しく景観を損なっているなどの空き家の所有者に解体や修繕を命じることができるようになります。それだけではなく、倒壊の可能性のある空き家の迅速な確認につなげるため、固定資産税の情報照会を可能にするなど、市町村の権限を強めることが柱となっております。

その一方で、市町村は、実態把握や空き家等に関する必要な措置を適切に実施するよう努めるものというふうにしております。前回、私が質問したときと大きく状況が変わりました。

そこで、再度質問をいたします。

この法案では、市町村は空き家等のデータベースの整備等を行うよう努めるとしてありますが、今後、本町としてどのように空き家の実態把握に努めるのか。

2点目の質問は、前回は対応指針ということでお尋ねしましたが、今回、特別措置法の中に、国土交通省及び総務大臣は空き家等に関する施策の基本指針を策定し、市町村は基本指針に則して、空き家等対策計画を定めることができるというのが書かれているので、目線を変えて、今後、空き家等対策計画を定めるに当たりどのように取り組んでいくのか、この2点をお尋ねし、私の一般質問といたします。

○議長（栗田利朗君） 企画調整課長 栗本純治君。

〔企画調整課長 栗本純治君登壇〕

○企画調整課長（栗本純治君） 江上議員の御質問の空き家対策についてお答えをさせていただきます。

まず初めに、現在の空き家対策につきましては、住民の方からの情報を受けまして所有者を確認し、現地調査を行っております。所有者が町内在住であれば、訪問等により改善を促しております。

また、所有者が町外の方であれば、文書により通知をしております。さらに、所有者が空き家の近隣に住んでいる場合には、自治会長さんなどの地域の方と相談をし、改善を求める対応も行っております。

空き家の相談件数につきましては、平成24年には5件、平成25年には13件、本年度、現時点では8件の相談を受けております。

相談の内容につきましては、瓦が落ちてきそうで危険である。また、窓ガラスが壊れており、防犯上危険である、庭に雑草が生い茂っており、管理がなされておらず不衛生であるといったような内容でございます。

対応している中には、所有者が不明な物件もあれば、個人破産によりまして差し押さえ物件、厳禁的な事由により対応できないなど、さまざまな理由により解決されていない事案がございます。

1点目の御質問でございます。

空き家の実態把握につきましては、先ほど述べましたとおり、地域の住民からの情報により把握しているのが現状でございます。空き家といいましても、適切に管理されている空き家もあれば、離れのような隣接地に所有者が居住しているなどのケースもございます。所有者の管理不全による空き家につきましては、やはり地域住民の方がよく御存じであると理解しておりますので、引き続き地域住民の協力のもとに、空き家等の把握に努めてまいりたいと考えております。

また、住民の方から寄せられた情報につきましては、経過・経緯も含め台帳に記録しておりますとともに、GISによって地図情報として管理しております。

空き家問題につきましては、議員も申されますとおり、町のみならず全国的な問題となっております。国におきましては、空き家等対策の推進に関する特別措置法が先月、11月でございますが、19日に可決成立したところでございます。内容につきましては、議員が申されたとおりでございます。

また、本年の7月17日付で県関係部局、市町村の担当部課長及び民間団体の関連団体によりまして、岐阜県空き家等対策協議会が設立され、協議会の中で空き家等に係る対応指針、危険空き家等の対応マニュアルの策定に向けて協議が進められているところでございます。

空き家等対策に係ります対応方針の内容につきましては現在検討中ではありますが、空き家等に対する取り組みの総合的な実施に向け、市町村・県・民間事業者等の役割や連携方法、放置

することによりまして倒壊等著しく保安上危険となる空き家等の解消、また危険空き家にしな
いための予防などの内容が盛り込まれる予定となっております。

この協議会におきましては、県・市町村・民間団体が連携を強化し、空き家対策について県
内の統一的な対応方針として整備を進めているものでございます。

2点目の御質問であります空き家等対策計画の策定につきましては、法律が成立したばかり
でございますので、国からのガイドライン等もまだ示されておられません。

また、県の協議会の中での国のガイドラインとの整合性を図りながら、対応方策を決めてい
くと聞いております。町独自の空き家等対策計画の策定につきましては、県の協議会、あるい
は市町村の動向も視野に入れながら検討してまいりたいと考えております。今後につきま
しても、空き家問題の解決に向けて努力してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますよ
うよろしくお願いいたします。私のほうから、答弁とさせていただきます。

○議長（栗田利朗君） 1番 江上聖司君。

〔1番 江上聖司君登壇〕

○1番（江上聖司君） 再質問をいたします。

担当課長のほうからは、現時点では、あくまでも地域住民が頼りであるというふうな御答弁
であったと思いますけれども、やはりもう一步踏み込んで今後は対応していただきたいなとい
うふうに思うわけであります。

課長のほうからも少しお話がございましたけれども、先日、私のほうにいただきました空き
家等対策に係る相談一覧平成26年度版によりますと、4月に1件、5月に1件、それから6月
に3件、7月に3件、計8件ということでありますけれども、その中で倒壊のおそれがあるとい
うものが6件ございます。非常に深刻な問題でありますけれども、先日策定されました特別
措置法案、これの第7条によりますと、市町村は地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動
産、建築福祉、文化等に関する学識経験者等により協議会をつくることができるというふう
にあります。中川町長はこれを踏まえて今後どのような対応をされるのか、再度お尋ねをいたし
まして私の質問とします。

○議長（栗田利朗君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 江上議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思
います。

空き家対策に対する今後の対応策ということでございます。

この空き家等対策の推進に関する特別措置法案、まさに衆議院が解散する直前に法案が通り
まして、参議院も11月末に通ったという、まさにできたての法律でございまして、まだ基本方
針が十分おりてきていないような状況でございます。

また、県においても7月から、先ほども担当課長が申しましたように、空き家対策の対策協
議会というのを立ち上げておまして、この中でさまざまな協議をしておるところでございま
す。こういった中で、県全体として、あるいは町村の課題も踏まえながら方針をつくっていく

こととなります。議員からも今御指摘のありましたように、空き家の中では、やはり倒壊家屋が非常に問題になっておる。これは地方によって違いまして、空き家の有効活用ということも考えるところもあるわけでありませけれども、当地域におきましては、やはり無人になって、手が入っておらずに倒壊する危険がある建物がどんどんふえておるような状況でございますので、こういったものに対する対策をどうしていくかと、やはり個人の資産でございますので、それを勝手に手をつけていくということに対しては、バックにある法律、条例というものがしっかりしていないと難しいところがございますので、こういったものはやはりしっかりと定めていく必要があるかというふうに思います。

ただ、今言いましたように、まだ内容が十分に精査されておりませんので、今後これらを踏まえながら、しっかりとこういった計画をつくっていくことになろうかと思えます。

6条で空き家等対策計画を策定することができる、7条で協議会を設置することができるというふうになっております。こういったことを踏まえながら、空き家等の対策について、我々の課題というものを解決するための計画というものをしっかりつくっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（栗田利朗君） これをもって一般質問を終了いたします。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

午後2時05分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 栗 田 利 朗

会議録署名議員 小 林 敏 美

会議録署名議員 江 上 聖 司